

お問い合わせ先

三菱商事インシュアランス株式会社

■ 本 店 : 〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-6-1 丸の内パークビルディング31F
※お電話が大変混み合い繋がりにくい場合がありますので、弊社ホームページ
お問い合わせフォームもご利用ください。
三菱商事インシュアランスホームページ (<http://www.mcic.co.jp/individuals/>)
☎ 0120-400-114 お問い合わせフォームQRコードはこちら▶



■ 西 日 本 支 店 : 〒530-0001 大阪市北区梅田2-2-22 ハービスENTオフィスタワー24F
TEL: 06-6348-7175

■ 中 部 支 店 : 〒450-8680 名古屋市中村区名駅3-28-12 大名古屋ビルディング17F
TEL: 052-856-4451

■ 九 州 支 店 : 〒810-0001 福岡市中央区天神2-12-1 天神ビル9F
TEL: 092-721-2603

(株)東京海上日動パートナーズ北海道 : 〒060-0001 札幌市中央区北1条西3丁目3番地22 STV時計台通ビル6F
札幌支店 TEL: 011-232-0701 FAX: 011-232-0702

(株)東京海上日動パートナーズ東北 : 〒983-0852 仙台市宮城野区榴岡3-4-18 1F
仙台支店 TEL: 022-207-3811 FAX: 022-207-3813

(株)東京海上日動パートナーズEAST : 〒380-8508 長野市南県町1081 長野東京海上日動ビル4F
長野支店 TEL: 0268-28-8020 026-267-8555 FAX: 026-267-8556

(株)東京海上日動パートナーズ九州 : 〒876-0854 佐伯市中村南町3-18 大分合同新聞ビル3F
大分支店 佐伯支店 TEL: 0972-22-2077 FAX: 0972-22-2104

※札幌、仙台、長野、大分各地区においては、各地区の(株)東京海上日動パートナーズが取扱(幹事)代理店、三菱商事インシュアランス株式会社が非幹事代理店となります。

引受保険会社

東京海上日動火災保険株式会社 担当課: 総合営業第一部 MC室

〒100-8107 東京都千代田区大手町一丁目5番1号 大手町ファーストスクエアEAST11階 TEL: 03-3285-1842

おけが・ご病気のご連絡、保険金のご請求はQRコードからが便利です

ご自身の加入者票のQRコードを読み込み後、「利用規約の確認」へ遷移



おけが・ご病気の連絡はスマートフォンでこちらから

ご加入者専用のサイトで保険金請求の受付ができます。(おけが・ご病気以外の請求につきましては代理店または東京海上日動火災保険までご連絡ください。)

QRコード以外の入り口(URL): csc.tmnf.jp/csfm (6:00-24:00 年末年始のみ8:00-22:00)



※上記QRコードからアクセス、メール送信いただいた場合は証券番号入力が必要です。ご自身の団体保険加入者票に印刷されたQRコードからアクセスいただくと、証券番号の入力が省略できます。

事故受付センター (東京海上日動安心110番)

事故のご連絡・ご相談は
全国どこからでも
「東京海上日動安心110番」へ

www.tokiomarine-nichido.co.jp/service/songai/jiko.html

☎ 0120-720-110 受付時間: 24時間365日

事故受付フォーム
QRコードはこちら
スマートフォン等で
読み込んでください▶



※IP電話等、上記フリーダイヤルをご利用いただけない場合は、右記までご連絡をお願いいたします。03-5977-6701

※MC DASH加入者票に印刷されたQRコードからおけが・ご病気の事故をご連絡いただけます。詳しくはパンフレットのP.42をご確認ください。
(携行品・個人賠償の事故は対象外です。自動車・火災保険での事故と同様、上記の「東京海上日動安心110番」にご連絡ください。)

※団体総合生活保険(MC DASH)の約款(および特約)は下記よりご覧いただけます。

三菱商事インシュアランスのホームページ(<http://www.mcic.co.jp/>) TOP画面 ▶ MC DASH団体総合生活保険

※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

団体総合生活保険(MC DASH)は三菱商事(株)を契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。
保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として三菱商事(株)が有します。



令和5年7月作成 23TX-000544

三菱商事(株)およびグループ会社社員・退職者の皆様へ

2023年度 MC DASH

団体総合生活保険

あなたを支える力になりたい

保険期間: 2023年11月1日午後4時から2024年11月1日午後4時まで

【更新のお客様へ】

今回更新いただく内容に一部改定があります。商品改定の詳細については別紙「団体総合生活保険(MC DASH)商品改定のご案内」および本パンフレットにてご確認ください。

三菱商事グループ福利厚生制度(その他の団体保険 P.43 ~ 50) もご確認ください。

(注)団体総合生活保険(MC DASH)の明細ではお引き受けではなく、別契約となります。予めご了承ください。



10%

火災保険
団体扱割引率



20%

自動車保険
団体扱割引率

Aflac

医療・がん
介護保険

取扱(募集)代理店

三菱商事インシュアランス株式会社

(引受保険会社) 団体総合生活保険(MC DASH)、自動車、火災保険(団体扱):東京海上日動火災保険株式会社 医療、がん、介護保険:アフラック生命保険株式会社

三菱商事グループ 団体総合生活保険(MC DASH)

団体総合生活保険(MC DASH)

保険期間 2023年11月1日～1年間 ※自動更新

ケガの補償	ご本人、ご夫婦、ご家族のおケガを補償	▶ P.3～4
携行品の補償	自宅外で携行中の家財について損壊・盗難を補償	▶ P.3～4
賠償責任の補償	第三者への日常生活における賠償責任を補償	▶ P.3～4
ゴルフの補償	ゴルフ中のケガ・携行品損害・ホールインワン費用等を補償	▶ P.3～4、10
医療補償	病気になった際の入院・手術等を補償	▶ P.5～6
医療補償 レディースプラン*	女性特有の病気になった際の入院・手術等を補償 ※医療補償レディースプランは医療補償に女性医療特約をセットしたご契約タイプです	▶ P.5～6
がん補償	がんによる入院・手術等を補償	▶ P.7
介護補償	介護が必要になった場合の費用を補償	▶ P.8
所得補償	病気やケガにより就業不能となった際の損失を補償	▶ P.9

団体総合生活保険(MC DASH)の概要について

- ① 三菱商事グループの団体割引の適用
- ② 三菱商事グループの社員・OB様に加え、そのご家族様も補償
- ③ 保険期間は毎年11月1日から1年間、安心の自動更新
- ④ 保険料は給与天引きまたは口座振替*1
- ⑤ 国内外を問わず補償*2
- ⑥ 保険期間の途中で中途加入、補償内容変更可能
- ⑦ ご退職後も継続した割引適用



*1 払込方法は予め各企業で決まっております。ご不明な場合は代理店にご確認ください。
*2 ホールインワン・アルバイトロス費用のみ国内のゴルフ場での事故が対象となります。

商品改定について ～ 携行品特約・介護補償 ～

※別紙「団体総合生活保険(MC DASH)商品改定のご案内」も合わせてご確認ください。

1. 携行品特約の改定

約款文言の明確化、および保険の対象となる物の改定について(P.4)

- ・約款上「保険の対象に含まない物」としている「携帯型通信機器」および「携帯型電子事務機器」について、該当する機器が分かりづらいつの声を踏まえ、機器を限定列挙する方式に変更します。
- ・また、分かりやすさの観点より仕様(自発的通信機器の有無)により補償対象か否かが異なっている機器について、取扱いを統一します。

<取扱いを統一する主な機器>

- 補償対象とする機器: デジタルカメラ、スマートウォッチ、無線機
- 補償対象外とする機器: ハンディターミナル、POS端末、音声翻訳機

2. 介護補償の改定

(1) 保険料の改定 (P.8)

要介護認定者数の増加等を背景に、介護補償の収益状況が悪化していることを踏まえ、安定的な商品提供の観点から保険料の改定をおこないます。

(2) 健康状態告知書の改定(引受厳格化・告知対象疾病の簡素化) (P.18)

・直近のお支払い実績を踏まえたより適切なアンダーライティング、告知対象疾病の簡素化等の観点から、介護補償の健康状態告知書を改定します。

・既加入者においては「**保険責任を加重する場合**」のみ*、告知書再提出が必要になります。

(*保険責任の加重: 契約更新時の保険金額(一時金)の増額を伴う加入タイプの変更のこと)

(3) 新サービス「認知症アシスト」の提供を開始します (P.14)

その他の団体保険 (注)団体総合生活保険(MC DASH)の明細としてはお引受けできません。

損害保険(団体扱) 引受保険会社: 東京海上日動火災保険株式会社

自動車保険	お車に関する事故等を補償	▶ P.43
火災保険	建物、家財に関する事故等を補償	▶ P.44

生命保険 引受保険会社: アフラック生命保険株式会社 保険期間 終身(一部特約を除く)

医療保険	病気・ケガによる入院・通院・手術等を保障	▶ P.45～46
がん保険	がんによる入院・通院等を保障	▶ P.47～48
介護保険	介護状態に合わせて一時金・年金で保障	▶ P.49～50

【その他の目次】	P.11～12 一時払保険料表	P.15～16 従来商品の補償・保険料表	P.22 保険の対象となる方の範囲/ 被保険者本人になれる方の範囲	P.34～35 従来商品の補償の概要等
	P.12 よくあるご質問(Q&A)	P.17 告知の大切さに関するご案内	公的介護保険制度の被保険者(加入者)と受給要件	P.36～40 重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報のご説明)
	P.13～14 サービスのご案内(メディカルアシスト、介護アシスト、 デイリーサポート、認知症アシスト)	P.21 ご加入手続きのご確認事項	P.23～34 団体総合生活保険 補償の概要等	P.41 ご加入内容確認事項(意向確認事項)
			P.42	ご請求手続きに関するご案内(傷害補償)

1.ケガ・日常生活の補償

補償の概要はP.23～25をご参照ください。

約40%
割引

保険期間:1年
団体割引:30%
大口団体契約割引:10%
損害率による割引:5%

※大口団体契約割引は、天災危険補償特約、個人賠償責任、携行品、ホールインワン・アルバトロス費用の保険料には適用されません。また、損害率による割引は天災危険補償特約保険料には適用されません。
職種別A(事務従事者等)
※職種別B(自動車運転者等)の場合は、パンフレット裏表紙記載の連絡先までお問い合わせください。

基本補償

プラン名		エコノミー	スタンダード	デラックス
ケガが原因の補償 (傷害補償)	死亡・後遺障害保険金額	300万円	500万円	1,000万円
	入院保険金日額 ^{※1}	4,500円	7,500円	15,000円
	手術保険金額 ^{※2}	入院中 45,000円 入院中以外 22,500円	入院中 75,000円 入院中以外 37,500円	入院中 150,000円 入院中以外 75,000円
	通院保険金日額 ^{※3}	3,000円	5,000円	10,000円

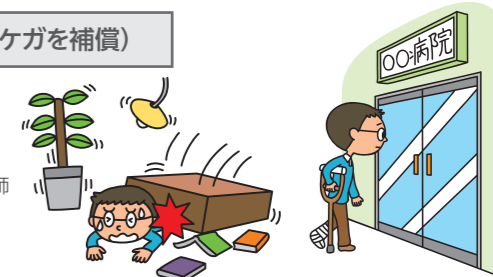
日常生活の補償	携行品保険金額 (自己負担額5,000円)	エコノミー	スタンダード	デラックス
		10万円	30万円	50万円

	個人型		夫婦型		家族型	
	タイプ名	月払保険料 (※一時払:P.11～12)	タイプ名	月払保険料 (※一時払:P.11～12)	タイプ名	月払保険料 (※一時払:P.11～12)
	H1 FHA4 x3口 FDH1	1,220円	H2 FHA4 x5口 FDH3	2,060円	H3 FHA4 x10口 FDH5	4,070円
	F1 KFA4 x3口 KDF1	2,220円	F2 KFA4 x5口 KDF3	3,740円	F3 KFA4 x10口 KDF5	7,430円
	K1 KKA4 x3口 KDK1	4,150円	K2 KKA4 x5口 KDK3	6,970円	K3 KKA4 x10口 KDK5	13,890円

※1 事故の日から180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、1事故について180日を限度とします。
※2 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。なお、事故の日から180日以内に受けた手術に限りです。
※3 事故の日から180日を経過した後の通院に対してはお支払いできません。また、1事故について90日を限度とします。

天災危険補償特約付帯(地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガを補償)

日本国内外を問わず、「急激かつ偶然な外来の事故」によりケガをされた場合に保険金を支払います。
入院・手術・通院保険金のお支払いは、医師等*の治療が必要となります。
* 医師等：法令に定める医師および歯科医師または当社が認めた柔道整復師法に定める柔道整復師をいいます。ただし、被保険者が医師等である場合は、その本人を除きます。
保険の対象となる方が脳疾患・疾病または心神喪失によってご自身に生じた傷害については補償の対象となりません。



特にご注意ください

日本国内外を問わず、保険の対象となる方が所有する自宅外で携行している家財が偶然な事故によって損害を受けた場合に保険金をお支払いします。^{※4}
置き忘れや紛失(置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます)は補償の対象外となりますので、ご注意ください。
●1回の事故ごとに損害額(修理費が基準となります)のうち5,000円(免責金額)をご自身で負担していただきます。

補償の対象となる主なモノ

被保険者が自宅外において 携行中のデジタルカメラ、スマートウォッチ、無線機、携帯音楽プレーヤー、携帯ゲーム機、衣類、生活雑貨、スーツケース等



補償の対象とならない主なモノ

コンタクトレンズ、自転車、メガネ、携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、タブレット端末、モバイルWi-Fiルーター、ハンディターミナル、POS端末、音声翻訳機、電子辞書、電子式卓上計算機、電子手帳、ボイスレコーダー、モバイルプリンターおよびこれらの付属品

*その他対象にならないものについてはP.25の補償の概要等をご覧ください

※4 盗難は補償の対象となりますが、警察への盗難届けが必要となります。
●保険料は保険の対象となる方ご本人の職種別によって異なります。左記保険料は職種別A(事務従事者、学生、家事従事者等)の方を対象としたものです。職種別B(自動車運転者、建設作業員、農林業従事者等)の方は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。なお、夫婦型・家族型の場合、保険の対象となる方ご本人が職種別Bに該当するときは、他の方を保険の対象となる方ご本人とすることにより、保険料が安くなる場合がありますので、詳しくはパンフレット裏表紙記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。
●保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、P.23～25の補償の概要等をご確認ください。
●夫婦型・家族型の場合、傷害の保険金額は、ご本人、配偶者、その他のご家族ともに同額となります。

●オプションのみのご加入はできません。基本補償とセットでご加入ください。 ●基本補償の保険料にオプションの保険料を追加した金額が合計保険料となります。

●オプションについては他の保険と補償が重複する可能性があるため、ご加入内容をご確認の上、お申し込みください。

オプション①	タイプ名	保険金額	月払保険料 (※一時払:P.11～12)
個人賠償責任補償 (自己負担額なし)(家族型)	BB	国内無制限・国外1億円	150円

日本国内外を問わず日常生活の偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり、他人の財物を壊してしまったときや、国内で他人から借りた物や預かった物(受託品)を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

保険の対象となる方が負担する以下の損害賠償責任も補償の対象です。^(※1)
a. 以下(a)～(c)の管理財物を損壊((a)と(b)のうち動産については、盗取された場合を含む)したことによって被保険者^(※2)が負担する損害賠償責任
(a) 他人から預かった物・レンタル品等の受託品(日本国内で受託した財物に限り。なお、携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、タブレット端末、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡、1個または1組で100万円を超える物等は受託品に含まれません。)
(b) ホテル等の宿泊が可能な施設および施設内の動産
(c) ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート
b. 誤って線路に立ち入る等して電車等を止めた場合(電車等の財物損壊なし)に鉄道会社から請求される振替輸送費用などの損害賠償責任
c. 別居の未婚の子等(被保険者^(※2))の居住の用に供される住宅の所有・使用・管理に起因する事故による損害賠償責任
(※1)「ゴルフ賠償責任補償特約」をセットする場合は、ゴルフの練習、競技または指導中の事故に起因するものに限り。また、(※2)「ゴルフ賠償責任補償特約」をセットする場合は、被保険者本人のみ対象となります。



示談交渉サービスセット(日本国内のみ)^{※5}

(補償例) ●自転車で行く途中にケガをさせた。 ●マンションで洗濯物の排水ホースが外れて階下に水漏れし、第三者の家財を汚損してしまった。 ●保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、P.24の補償の概要等をご確認ください。

※5 個人賠償責任については日本国内の事故(訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合等を除きます)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。

自転車の事故による相手方への賠償は高額化

自転車事故でも被害の大きさにより数千円から数百万円の賠償金を支払わなくてはならない場合もあります。

自転車での加害事故例



2021年4月より、自転車保険の加入を義務化する自治体が拡大!
MC DASHの個人賠償責任補償特約は自治体条例に適合した特約です。

(例)賠償額* **9,521万円**

男子小学生が自転車で走行中、高齢女性に衝突、女性は意識が戻らない大けがを負った結果、男子小学生の両親に上記賠償金額の支払いが命ぜられた。
(神戸地方裁判所 平成25年7月4日判決)

*賠償額は、判決文で加害者が支払いを命じられた金額です(上記金額は概算額)。

オプション②	タイプ名	保険金額	月払保険料 (※一時払:P.11～12)	
ホールインワン・アルバトロスの補償	個人型	50万円	H5H	340円
	夫婦型		H5F	500円
	家族型		H5K	800円

ホールインワン・アルバトロス費用(日本国内のみ補償)

日本国内のパー35以上の9ホール以上を有するゴルフ場で、ゴルフプレー中にホールインワンまたはアルバトロスを達成し、慣習として達成のお祝いの費用等を負担した場合に保険金をお支払いします。

※ホールインワンまたはアルバトロスの証明として、東京海上日動が求める証明書、映像等をご提出いただきます。
●保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、P.25の補償の概要等をご確認ください。

Q セルフプレーでホールインワンをしても対象にならないと聞いたんですが?

A 右記の条件を満たした場合は対象となります。

セルフプレーでキャディを同伴していない場合は、同伴キャディの目撃証明に替えて次のいずれかの方の目撃証明がある場合に限り保険金をお支払いします。^{※6}
①ゴルフ場使用人 ②公式競技参加者 ③公式競技の競技委員
④ゴルフ場に入出入りしている造園業者、工事業者等 ⑤ゴルフ場内の売店運営業者
⑥ワン・オン・イベント業者 ⑦先行・後続のパーティのプレイヤー等
※6 記録媒体に記録されたビデオ映像などにより客観的に達成を確認できる場合を除きます。



2.医療補償

※疾病のみ対象
補償の概要はP.26～28をご参照ください。

満89歳まで
新規加入できます
自動更新も満89歳まで

33%
割引

保険期間:1年
団体割引:30%
損害率による割引:5%

※本契約は1年更新です。
※ご加入人数は1口のみです。



補償の対象は疾病のみです。

※ケガの治療のために受けた放射線治療、先進医療、女性形成治療に定める所定の手術を除きます。

医療補償 ※疾病のみ対象 (個人型)				
プラン名 タイプ名	エコミー		スタンダード	
	R1	R2	R3	R4
疾病入院保険金日額 (病気による入院) <small>※病気で入院したときに、1日目から保険金をお支払いします。 ※1回の入院で180日が限度です</small>	(1日あたり) 5,000円		(1日あたり) 10,000円	
疾病手術保険金額 (病気による手術) *1	(1回あたり) 重大手術*2 20万円 入院中 5万円 、 上記以外の手術 入院中以外 2.5万円		(1回あたり) 重大手術*2 40万円 入院中 10万円 、 上記以外の手術 入院中以外 5万円	
放射線治療保険金額 (病気やケガによる放射線治療) <small>※血液照射を除きます。複数回受けた場合は、施術の開始日から60日の間に1回の支払を限度とします。</small>	(1回あたり) 50,000円		(1回あたり) 100,000円	
退院後通院保険金日額 (病気による退院後の通院) <small>※傷害不担保特約(退院後通院保険金用)セットプラン ※退院日の翌日から180日以内の通院につき、1入院後の通院について90日限度</small>	(1日あたり) 3,000円		(1日あたり) 6,000円	
総合先進医療特約(実額払) (病気やケガによる先進医療の治療) 保険金直接払サービス付帯*3	総合先進医療一時金 10万円		総合先進医療一時金 10万円	
	総合先進医療基本保険金 400万円 限度		総合先進医療基本保険金 600万円 限度	
三大疾病・重度傷害一時金額 *4 (がんや診断確定されたとき、 または急性心筋梗塞・脳卒中による入院) <small>※三大疾病のみ補償特約(三大疾病・重度傷害一時金用)セットプラン</small>	50万円		100万円	
女性入院保険金 <small>※「女性特有」の疾病等*5で入院したときに、1日目から保険金をお支払いします。 ※1回の入院で180日が限度です。</small>	(R5、R6タイプのみ)			
女性形成治療保険金 *6 <small>※病気やケガのため、所定の手術を受けたときに保険金をお支払いします。</small>	(R5、R6タイプのみ)			

医療補償 ※疾病のみ対象 (個人型)						
レディース タイプ名	R5		R6		月払保険料 (※一時払:P.11~12)	
	R1	R2	R3	R4	R5	R6
(1日あたり) 5,000円	割引適用後の保険料です。 ※毎年11月1日時点の満年齢と加入タイプで保険料が決まります。					
(1回あたり) 重大手術*2 20万円 入院中 5万円 、 上記以外の手術 入院中以外 2.5万円	年 齢 \ タイプ名					
(1回あたり) 50,000円	0~4歳	460円	560円	870円	1,060円	530円 630円
(1日あたり) 3,000円	5~9歳	350円	450円	650円	840円	420円 520円
総合先進医療一時金 10万円	10~14歳	320円	420円	600円	790円	390円 490円
総合先進医療基本保険金 400万円 限度	15~19歳	370円	470円	700円	890円	480円 580円
50万円	20~24歳	520円	620円	1,000円	1,190円	750円 850円
	25~29歳	560円	660円	1,080円	1,270円	920円 1,020円
50万円	30~34歳	590円	690円	1,150円	1,340円	1,010円 1,110円
	35~39歳	650円	800円	1,260円	1,550円	1,010円 1,160円
50万円	40~44歳	740円	980円	1,450円	1,920円	1,100円 1,340円
	45~49歳	980円	1,370円	1,920円	2,700円	1,440円 1,830円
50万円	50~54歳	1,290円	1,950円	2,540円	3,850円	1,890円 2,550円
	55~59歳	1,820円	2,740円	3,620円	5,460円	2,650円 3,570円
50万円	60~64歳	2,660円	3,940円	5,290円	7,860円	3,800円 5,080円
	65~69歳	3,700円	5,600円	7,370円	11,160円	5,360円 7,260円
50万円	70~74歳	5,320円	7,770円	10,610円	15,500円	7,980円 10,430円
	75~79歳	6,870円	9,890円	13,690円	19,730円	10,810円 13,830円
10・20万円	80~84歳	8,440円	12,050円	16,840円	24,050円	13,630円 17,240円
	85~89歳	8,810円	13,000円	17,570円	25,960円	15,210円 19,400円

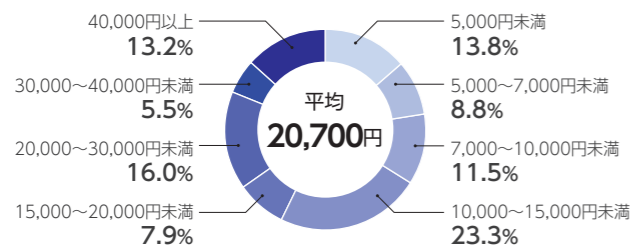


入院費っていくらぐらいかかるの?

もしもの病気のリスクに備えて「医療補償」があると安心です。

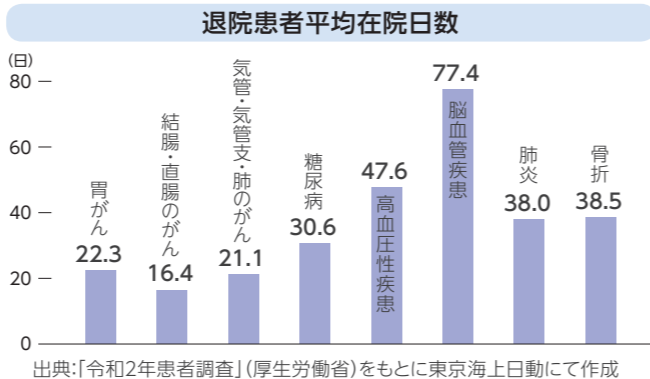
入院時の1日あたりの自己負担費用

[集計ベース:過去5年間に入院し、自己負担費用を支払った人
(高額療養費制度を利用した人および利用しなかった人(適用外含む))]



※治療費・食事代・差額ベッド代に加え、交通費(見舞いに来る家族の交通費も含まれます。)や衣類、日用品費等を含みます。
※高額療養費制度を利用した場合は利用後の金額となります。
出典:(公財)生命保険文化センター「令和4年度 生活保障に関する調査」

さらに 病気によっては入院期間が長くなります。



だから 入院や手術を補償する「医療補償」だと安心です。

他人ごとではない、「女性特有」の病気やがん。MC DASH「女性医療特約」による備えをおすすめします。

「えっ、出産でも支払われるケースがあるの!？」

出産時に手術が必要になる場合もあります。

帝王切開で出産するケース

- ・出産をする女性の約5人に1人が、帝王切開で出産しています。
- ・子宮筋腫が見つかって帝王切開になることや、母体や胎児の状況によって緊急帝王切開が必要となることもあります。

出典:厚生労働省「令和2(2020)年 医療施設(静態・動態)調査(確定数)・病院報告の概況」



- 保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、P.26～28の補償の概要等をご確認ください。
- その他のご注意事項につきましては、P.26～28を必ずご一読ください。
- *1 傷の処置、切開術(皮膚、鼓膜)、抜歯等お支払いの対象外の手術やお支払い回数に制限がある手術があります。また、時期を同じくして※2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。
※「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。
- *2 対象となる重大手術については、P.26をご確認ください。
- *3 保険金直接払サービスについては、P.27【総合先進医療特約における粒子線治療費用のお支払いについて】をご確認ください。
- *4 新規ご加入で、ご加入者の保険期間(ご契約期間)の初日からその日を含めて90日(待機期間)を経過した日の翌日の午前0時より前にがんや診断確定された場合、**保険金はお支払いできません。**
- *5 「女性特有」の疾病等については、P.28をご確認ください。
- *6 「女性形成治療保険金」の対象となる所定の手術等については、P.28をご確認ください。

3.がん補償

補償の概要はP.29をご参照ください。

満89歳まで
新規加入できます
自動更新も満89歳まで

33%
割引

保険期間:1年
団体割引:30%
損害率による割引:5%

※本契約は1年更新です。
※ご加入人数は1口のみです。

がん補償 (個人型)

プラン名 タイプ名	エコノミー NN1	スタンダード NN2	デラックス NN3
がん入院保険金日額 (がんによる入院) ※日数制限なし	(1日あたり) 5,000円	(1日あたり) 10,000円	(1日あたり) 15,000円
がん手術保険金額 (がんによる手術) *1	(1回あたり) 5、10、20万円	(1回あたり) 10、20、40万円	(1回あたり) 15、30、60万円
がん通院保険金日額 (がんによる通院) ※がんで入院(日帰り入院を含む)し、その前後に通院した場合 ※1回の入院の原因となったがんの治療を目的とする通院に ついて45日が限度です。 ※「がん通院保険金の支払事由変更に関する特約」セットプラン	(1日あたり) 2,500円	(1日あたり) 5,000円	(1日あたり) 7,500円
がん退院後療養保険金額 (退院されたとき) ※がんで継続して20日以上入院して生存して退院されたとき。	5万円	10万円	15万円
がん診断保険金額 (がんと診断確定されたとき) *2 ※入院の有無にかかわらず	50万円	100万円	150万円

月払保険料 割引適用後の保険料です。

(※一時払:P.11~12)

※毎年11月1日時点の満年齢と加入タイプで保険料が決まります。

年齢/タイプ名	NN1	NN2	NN3
0~4歳	70円	120円	170円
5~9歳	80円	130円	190円
10~14歳	110円	180円	270円
15~19歳	90円	140円	210円
20~24歳	70円	130円	180円
25~29歳	120円	230円	340円
30~34歳	220円	440円	660円
35~39歳	350円	680円	1,030円
40~44歳	510円	1,020円	1,530円
45~49歳	740円	1,490円	2,230円
50~54歳	1,050円	2,090円	3,120円
55~59歳	1,570円	3,160円	4,730円
60~64歳	2,370円	4,760円	7,140円
65~69歳	3,190円	6,380円	9,580円
70~74歳	3,980円	7,980円	11,960円
75~79歳	4,630円	9,280円	13,920円
80~84歳	5,280円	10,550円	15,830円
85~89歳	5,800円	11,600円	17,410円

●この保険で対象となる「がん」とは、悪性新生物および上皮内新生物のことをいい、具体的には厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」CD-10(2013年版)準拠および「国際疾病分類-腫瘍学(NCC監修)第3版(2012年改正版)」に定められた内容によるものとします。なお、良性腫瘍である子宮筋腫、血管腫および脂肪腫等はこの保険の補償対象とはなりません。

●保険金をお支払いする主な場合については、P.29の補償の概要等をご確認ください。

*1 手術の種類によっては、回数の制限があったり、お支払いの対象とならない場合があります。また、時期を同じくして*2種類以上の手術を受けた場合には、倍率の最も高い手術についてのみ保険金をお支払いします。

※「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。

*2 がんの診断確定は、病理組織学的所見により、医師等によって診断されることを要します。診断保険金のお支払いは被保険者(保険の対象となる方)ごとに保険期間を通じて1回に限りです。また、2回目以降の診断保険金については、それ以前の診断保険金の支払事由に該当した最終の診断確定日から、その日を含めて1年を超えた期間が、経過していることを要します。



4.介護補償

補償の概要はP.30をご参照ください。

満40歳~満84歳まで
新規加入できます
自動更新も満84歳まで

33%
割引

保険期間:1年
団体割引:30%
損害率による割引:5%

※本契約は1年更新です。
※ご加入人数は1口のみです。

介護補償 (個人型)

プラン名 タイプ名	エコノミー KG1	スタンダード KG2	デラックス KG3	プレミアム KG5
介護補償保険金 ※公的介護保険制度の要介護2以上の認定を受けたとき	(一時金) 100万円	(一時金) 200万円	(一時金) 300万円	(一時金) 500万円

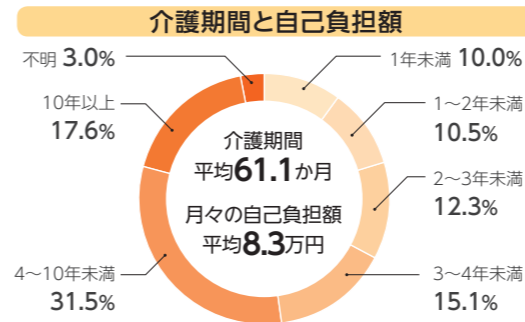
月払保険料 割引適用後の保険料です。

(※一時払:P.11~12)

※毎年11月1日時点の満年齢と加入タイプで保険料が決まります。

年齢/タイプ名	KG1	KG2	KG3	KG5	年齢/タイプ名	KG1	KG2	KG3	KG5
40~44歳	40円	70円	110円	190円	65~69歳	530円	1,060円	1,580円	2,640円
45~49歳	40円	90円	130円	220円	70~74歳	1,160円	2,310円	3,470円	5,780円
50~54歳	60円	120円	180円	300円	75~79歳	2,650円	5,300円	7,950円	13,250円
55~59歳	90円	170円	260円	430円	80~84歳	5,000円	10,010円	15,010円	25,020円
60~64歳	190円	370円	560円	930円					

もしもの介護に備えて「介護補償」があると安心です。



【費用総額のシミュレーション(1人あたり)】

月々の自己負担額 平均 8.3万円 × 介護期間 平均 61.1か月 = 費用総額 平均 約507万円

※公的介護保険の自己負担分・公的介護保険対象外の自費出費額

出典:(公財)生命保険文化センター

「2021(令和3)年度生命保険に関する全国実態調査」をもとに東京海上日動にて作成

公的介護保険制度とは

【公的介護保険制度の概要】

公的介護保険制度とは、介護保険法に基づく社会保険制度をいい、40歳以上の国民は全員加入し介護保険料を支払う義務があります。これにより、40歳以上の方が介護が必要になった時に所定の介護サービスを受けることができます。

【公的介護保険制度の被保険者(加入者)と受給要件】

公的介護保険制度における受給要件は、年齢によって異なります。※年齢による受給条件の詳細については、P.22をご確認ください。

【公的介護保険制度における要介護(要支援)状態区分について】

公的介護保険制度における要介護(要支援)状態区分は、下表のとおり要支援および要介護に分けられており、さらに要支援は2つに、要介護は5つに分けられています。

状態区分	状態像
非該当(自立)	歩行や起き上がりなどの日常生活上の基本的動作を自分で行うことが可能であり、かつ薬の内服、電話の利用などの手段的日常生活動作を行う能力もある状態。
要支援	1 日常生活上の基本的動作については、ほぼ自分で行うことが可能であるが、日常生活動作の介助や現在の状態の悪化の防止により要介護状態となることの予防に資するよう、手段的日常生活動作について何らかの支援を要する状態。
	2 要支援1の状態から、手段的日常生活動作を行う能力がわずかに低下し、何らかの支援が必要となる状態の人で、部分的な介護が必要な状態にあるが、予防給付の利用により、現状維持及び状態改善が見込まれる状態。
要介護	1 要支援2の状態から手段的日常生活動作を行う能力がさらに低下し、部分的な介護が必要となる状態の人で、心身の状態が安定していない状態や認知機能の障害等により予防給付の利用について適切な理解が困難である状態。
	2 要介護1の状態に加え、日常生活動作についても部分的な介護が必要となる状態。
	3 要介護2の状態と比較して、日常生活動作及び手段的日常生活動作の両方の観点からも著しく低下し、ほぼ全面的な介護が必要となる状態。
	4 要介護3の状態に加え、さらに動作能力が低下し、介護なしには日常生活を営むことが困難となる状態。
	5 要介護4の状態よりさらに動作能力が低下しており、介護なしには日常生活を営むことがほぼ不可能な状態。

(*) 団体総合生活保険(介護補償)の補償範囲

●この補償については、死亡に対する補償はありません。

●保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、P.30の補償の概要等をご確認ください。

5. 所得補償

満69歳まで加入できます

33%
割引

保険期間:1年 団体割引:30%
損害率による割引:5%

補償の概要はP.31をご参照ください。

被保険者(保険の対象となる方)がケガまたは病気により、就業不能となった場合に被保険者が被る損失(就業不能となることにより実際に生じた損失)について保険金をお支払いします。

※ 骨髄移植を目的とする骨髄採取手術により入院し働けなくなった場合についても、保険金をお支払いします。

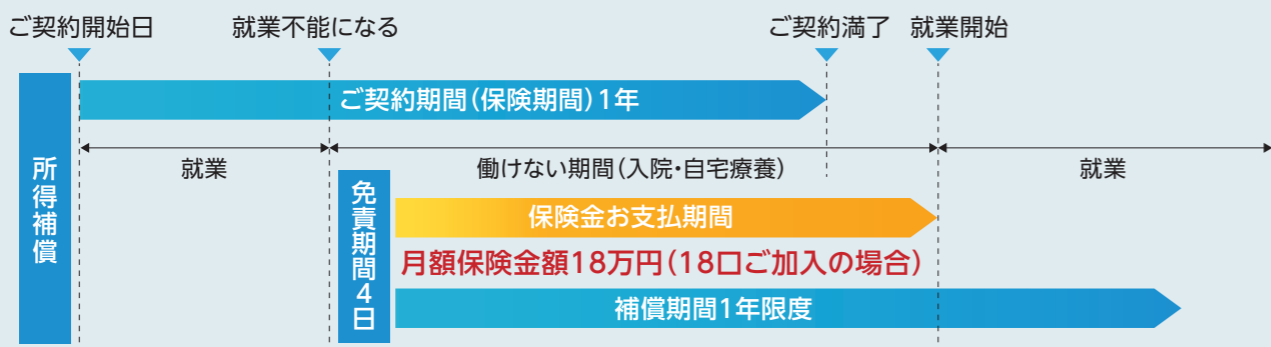


- お仕事を休まれる原因がケガ・病気のいずれでも補償の対象となります。
- 入院だけでなく自宅療養(医師の治療を受けていることにより全く働けない場合)も補償されます。
- 日本国内・国外、業務中・日常生活を問わず、ケガや病気で働けなくなった場合に補償します。
- ご加入の際、医師の診査はありません。
(加入依頼書の質問欄に被保険者(保険の対象となる方)の健康状態を正しくご記入ください。)

※ご記入いただいた内容によっては、ご加入をお断りすることがあります。

保険期間:1年 / てん補期間^{*1}:1年 / 免責期間^{*2}:4日

補償のしくみ



- ご契約例(18口加入)
補償月額:18万円 保険期間:1年間 補償期間(てん補期間):1年間 免責期間:4日間 ご加入年齢:34歳 月額保険料:1,440円
- 保険金お支払い例 上記ご契約例で1月5日から10月23日まで働けなくなった場合
【保険金お支払対象期間】免責期間終了後の1月9日から10月23日までの「9ヶ月と15日間」となります。
【お支払する保険金】「18万円(月額保険金額)」×「9ヶ月と15日/30日」=171万円
※1ヶ月未満の就業不能については、1ヶ月を30日として日割計算で保険金をお支払します。

個人型		20~24歳	25~29歳	30~34歳	35~39歳	40~44歳	
タイプ名	1口あたり保険金額	60円	70円	80円	100円	130円	
S	(月額)1万円	1口加入の場合の 月払保険料 (※一時払:P.11~12)	45~49歳	50~54歳	55~59歳	60~64歳	65~69歳
		150円	170円	180円	190円	290円	

※毎年11月1日時点の満年齢と加入口数で保険料が決まります。

- 保険金額は、平均月間所得額^{*3}の範囲内かつ、加入限度口数(99口)以下で設定してください。
- 上記保険料は、会社経営者(作業労働に従事する方は除きます)、一般事務員など基本級1級の方を対象としたものです。お支払いいただく保険料は職種や年齢によって異なりますので上記以外の方は、取扱代理店または引受保険会社にお問い合わせください。
- 所得補償は15歳からご加入いただけます。15歳以上20歳未満の保険料はお問い合わせください。
- *1 てん補期間:保険金をお支払する1事故あたりの限度期間です。 *2 免責期間:就業不能になってからこの期間は保険金支払いの対象とはなりません。
- *3 直前12ヶ月における保険の対象となる方の所得^{*4}の平均月額をいいます。 *4 「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。
- 保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、P.31の補償の概要等をご確認ください。

6. ゴルフの補償

補償の概要はP.32~34をご参照ください。

約40%
割引

保険期間:1年 団体割引:30% 大口団体契約割引:10%
損害率による割引:5%

※大口団体契約割引は、個人賠償責任、携行品、ホールインワン・アルバトロス費用の保険料には適用されません。

- ゴルフプレー中のご自身のケガ、ゴルフ用品の損害、日本国内でのホールインワンまたはアルバトロス費用および第三者に対する法律上の損害賠償責任を補償します。

基本補償		
ゴルフプレー中の	ケガが原因で死亡または後遺障害が生じた場合(死亡保険金・後遺障害保険金額)	200万円
	ケガが原因で1日以上入院したら1日につき(入院保険金日額)	3,000円
	ケガが原因で手術を受けたら1回につき(手術保険金)	入院中 30,000円 入院中以外 15,000円
	ケガが原因で1日以上通院したら1日につき(通院保険金日額)	2,000円
	ゴルフ用品の損害(携行品)(自己負担額なし)	20万円
	ホールインワン・アルバトロス費用保険金額 ^{*1}	50万円

- 保険金のお支払いがゴルフプレー中の損害(ケガ、賠償責任、携行品損害)に限られます。日常生活のリスクを補償しない分、保険料がお安くなっております。
- 入院保険金は事故の日から180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、1事故について180日を限度とします。
- 手術保険金は事故の日から180日以内に受けた手術に限りです。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。
- 通院保険金は事故の日から180日を経過した後の通院に対してはお支払いできません。また、1事故について90日を限度とします。
- ホールインワン・アルバトロス費用保険金は日本国内の9ホール以上を有するゴルフ場で、ゴルフプレー中にホールインワンまたはアルバトロスを達成し、慣習として達成のお祝い費用等を負担した場合に保険金をお支払いします。
- 保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合についてはP.32~34の補償の概要等をご確認ください。
- 「ケガ・日常生活の補償」のオプション「ホールインワンの補償」にご加入いただいた場合、ゴルフの補償と重複する場合があります。
- *1 セルフプレーにおけるホールインワン・アルバトロス費用については、P.4下段のQ&Aをご参照ください。

個人型

タイプ名	月払保険料(※一時払:P.11~12)	タイプ名	保険金額	月払保険料(※一時払:P.11~12)
G1	460円	GFB	国内・国外 1億円	50円

オプション ゴルフ中の第三者に対する法律上の賠償責任(個人型)(個人賠償責任補償)(自己負担額無し) **プラス**

※国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。

ご注意ください 保険金請求時の必要書類について **ゴルファー保険のご請求には必ず「証明書」が必要です。**
事故発生時は直ちにご利用施設へお届けいただき、**証明書発行**をご依頼ください。

「ホールインワン・アルバトロス」は、一生に一度(?)かもしれないお祝いごとにも関わらず、達成した瞬間「大丈夫、だったよな...?」と不安にかられるプレーヤーが多いようです。
必要な書類と支払われる費用を理解しておき、達成の瞬間を心から喜びたいですね!

ご請求に必要な書類

1. 保険金請求書・・・報告をいただければ保険会社より送付致します。
2. **ホールインワン・アルバトロス証明書**・・・以下①~③の全ての方の証明が必要です。
 - ① 同伴競技者の証明
 - ② 同伴競技者以外の第三者の証明
同伴キャディ、先行・後続パーティのプレイヤー、ゴルフ場に出入りする造園業者・工事業者 等
 - ③ ゴルフ場責任者の証明(ゴルフ場所定のホールインワン証明書でも代用可)
※ただし記録媒体に記録されたビデオ映像等により客観的に達成したことが確認できる場合は①~③の証明書の提出を省略できることがあります。
3. **領収書**・・・**原本**が必要です。「ホールインワン達成記念として、○○代」の記載も忘れずに。
(※宛名が「被保険者」名になっていることを必ずご確認ください。)
4. **アテスト済のスコアカード**・・・写しでもOKです。

保険金として支払われる費用

- (ア) 贈呈用記念品購入費用
注意 対象外: 貨幣、紙幣、有価証券、商品券等の物品切手、プリペイドカード
※ただし、被保険者の方がホールインワン・アルバトロス達成を記念して特注されたものはお支払い対象です。
- (イ) 祝賀会費用: **注意** 達成日から3ヶ月以内に開催された祝賀会に限りです。
- (ウ) ゴルフ場に対する記念植樹費用
- (エ) 同伴キャディに対する祝儀: **参考** 1~3万円が相場



プレー中の傷害、ゴルフ用具、携行品等の損害、第三者への賠償をご請求の際も、**必ず** ゴルフ場等ご利用施設発行の証明書の取り付け・ご提出が**必要になります。**

一時払保険料表

※毎年11月1日の満年齢と加入タイプで保険料が決まります。(医療補償・がん補償・介護補償・所得補償のみ)
 ※払込方法は企業によって異なり、ご選択頂くことはできません。
 ※所属の企業の払込方法については代理店にご確認ください。

■ケガ・日常生活の補償(傷害補償)			■(オプション①)個人賠償責任補償(家族型)							
個人型	タイプ名 H1	13,150円	タイプ名 H2	22,290円	タイプ名 H3	43,910円	プラス	タイプ名 BB	1,660円	
夫婦型	タイプ名 F1	24,300円	タイプ名 F2	40,930円	タイプ名 F3	81,380円	プラス	■(オプション②)ホールインワンの補償		
家族型	タイプ名 K1	45,110円	タイプ名 K2	75,750円	タイプ名 K3	150,880円		個人型	タイプ名 H5H	3,660円
								夫婦型	タイプ名 H5F	5,450円
								家族型	タイプ名 H5K	8,680円

(ケガ・日常生活の補償、ゴルフの補償について) ※オプションのみのご加入はできません。基本補償とセットでご加入ください。
 ※基本補償の保険料にオプションの保険料を追加した金額が合計保険料となります。
 ※オプションについては他の保険と補償が重複する可能性があるため、ご加入内容をご確認の上、お申し込みください。

医療補償(個人型)

タイプ名\年齢	0~4歳	5~9歳	10~14歳	15~19歳	20~24歳	25~29歳	30~34歳	35~39歳	40~44歳
R1	4,920円	3,730円	3,430円	3,970円	5,630円	6,070円	6,450円	7,010円	8,050円
	10,670円	14,020円	19,880円	28,980円	40,320円	58,000円	74,860円	92,020円	96,030円
R2	5,970円	4,780円	4,480円	5,020円	6,680円	7,120円	7,500円	8,600円	10,620円
	14,920円	21,190円	29,910円	42,990円	61,010円	84,700円	107,810円	131,370円	141,780円
R3	9,470円	7,100円	6,500円	7,580円	10,890円	11,770円	12,540円	13,660円	15,730円
	20,960円	27,670円	39,380円	57,600円	80,280円	115,650円	149,360円	183,670円	191,680円
R4	11,570円	9,200円	8,600円	9,680円	12,990円	13,870円	14,640円	16,840円	20,870円
	29,470円	42,000円	59,440円	85,620円	121,660円	169,050円	215,260円	262,370円	283,180円

医療補償(個人型) レディースプラン

タイプ名\年齢	0~4歳	5~9歳	10~14歳	15~19歳	20~24歳	25~29歳	30~34歳	35~39歳	40~44歳
R5	5,690円	4,500円	4,220円	5,170円	8,130円	10,000円	11,030円	10,920円	11,990円
	15,730円	20,550円	28,890円	41,420円	58,380円	86,970円	117,890円	148,610円	165,880円
R6	6,740円	5,550円	5,270円	6,220円	9,180円	11,050円	12,080円	12,510円	14,560円
	19,980円	27,720円	38,920円	55,430円	79,070円	113,670円	150,840円	187,960円	211,630円

がん補償(個人型)

タイプ名\年齢	0~4歳	5~9歳	10~14歳	15~19歳	20~24歳	25~29歳	30~34歳	35~39歳	40~44歳
NN1	570円	660円	970円	750円	610円	1,230円	2,440円	3,750円	5,580円
	8,110円	11,390円	17,240円	25,980円	34,840円	43,500円	50,620円	57,580円	63,280円
NN2	1,130円	1,310円	1,940円	1,490円	1,220円	2,460円	4,860円	7,500円	11,180円
	16,230円	22,780円	34,460円	51,940円	69,670円	87,010円	101,230円	115,130円	126,550円
NN3	1,690円	1,960円	2,910円	2,230円	1,830円	3,690円	7,280円	11,240円	16,770円
	24,340円	34,170円	51,700円	77,910円	104,510円	130,510円	151,840円	172,710円	189,830円

介護補償(個人型)

タイプ名\年齢	40~44歳	45~49歳	50~54歳	55~59歳	60~64歳	65~69歳	70~74歳	75~79歳	80~84歳
KG1	400円	480円	660円	940円	2,040円	5,760円	12,610円	28,900円	54,600円
KG2	810円	960円	1,320円	1,890円	4,070円	11,510円	25,220円	57,810円	109,190円
KG3	1,210円	1,440円	1,980円	2,830円	6,110円	17,270円	37,840円	86,710円	163,790円
KG5	2,020円	2,410円	3,310円	4,720円	10,190円	28,790円	63,060円	144,520円	272,990円

所得補償(個人型)

タイプ名	1口あたり 保険金額(月額)	年齢	20~24歳	25~29歳	30~34歳	35~39歳	40~44歳	45~49歳	50~54歳	55~59歳	60~64歳	65~69歳
S	1万円	1口加入の場合	650円	730円	900円	1,110円	1,370円	1,620円	1,870円	1,990円	2,080円	3,120円

ゴルフの補償(個人型)

タイプ名	保険金額
G1	4,820円

(オプション)ゴルフプレー中の個人賠償責任補償(個人型)

タイプ名	保険金額
GFB	570円

よくあるご質問(Q&A)

Q1. 保険料の支払い方法は?

A1. 団体総合生活保険(MC DASH)は、保険契約開始月(11月)の2か月後の翌年1月から第1回目分が引去りされ、12月で終了となります。(月払いの場合)

団体総合生活保険 保険料引去りの仕組み

※一時払は1月に一括で引去ります。

注)月払いでご加入の方で、下記に該当する場合は、そのご加入者の残りの保険料を一括して払込みいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。
 (給与天引き)退職等により給与の支払いを受けなくなった場合、資本関係の変更等により系列会社でなくなった場合等
 (口座振替)残高不足等により2か月続けて口座振替不能が発生した場合等

Q2. 中途での加入や内容変更は可能ですか?

A2. 保険期間の途中でも、**翌月1日付でご加入・ご変更いただけます**。変更の場合、月払保険料は、変更日(翌月の1日)の翌々月から変更になります。(翌月までは変更前保険料で引去りされます)

Q3. 加入後に保険料は変わりますか?

A3. 自動継続タイプの保険ですが、保険料改定や団体割引・損害率による割引率の変更等により保険料が変わる場合がありますので、毎年更新時に次年度の保険料をご確認ください。
 また「医療補償」「がん補償」「介護補償」「所得補償」については、**保険開始日(11月1日)の満年齢により保険料が毎年見直されます**。その他の商品は年齢による保険料変更はありません。

Q4. 保険を継続できないことがありますか?

A4. 加入者ご本人が以下の場合は、契約の更新が出来ず、補償が終了します。

- ①三菱商事(株)の社員 : 死亡した場合
- ②三菱商事グループの社員 : 死亡した場合、所属企業が三菱商事グループに属さなくなった場合
- ③三菱商事(株)の退職者 : 死亡した場合
- ④三菱商事グループの退職者 : 死亡した場合、退職した企業が三菱商事グループに属さなくなった場合

※上記に伴い、補償の対象となっている配偶者やお子様・その他のご家族のご契約も終了となりますのでご注意ください。
 ※上記以外にも、離婚等によって加入者ご本人の配偶者やお子様・その他ご家族ではなくなった場合も、その方の補償は終了となります。
 ※年齢により制限のある補償もございますので、Q5をご参照ください。

Q5. 何才まで継続できますか?

A5. 「医療補償」「がん補償」は被保険者(保険の対象となる方)が**満89歳の更新**まで、「介護補償」は**満84歳の更新**まで、「所得補償」は**満69歳の更新**までとなります。それ以外は年齢に関係なくご継続いただけます。

Q6. 退職後の更新は可能ですか?

A6. 退職者団体が設置されている場合は、ご退職後も引き続き退職者団体にて保険を更新することができます。ご退職後の保険料支払方法は口座振替になります。
 ※退職者団体設置の有無については、代理店までご確認ください。

Q7. 保険料控除はありますか?

A7. 「医療補償」「がん補償」「介護補償」「所得補償」は**介護医療保険料控除**の対象となります。「ケガ・日常生活の補償」「ゴルフの補償」は保険料控除の対象外です。

サービスのご案内

「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ!
東京海上日動のサービス体制なら安心です。

※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。
※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

メディカルアシスト 自動セット

お電話にて各種医療に関する相談に応じます。
また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。



受付時間: *1 24時間365日
0120-708-110

*1 予約制専門医相談は、事前予約が必要です(予約受付は、24時間365日)。

緊急医療相談 常駐の救急科の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。	医療機関案内 夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。	予約制専門医相談 様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的な医療・健康電話相談をお受けします。
転院・患者移送手配*2 転院される時、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の一切を承ります。	がん専用相談窓口 がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。 *2 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただけます。	

介護アシスト 自動セット

お電話にてご高齢者の生活支援や介護に関するご相談に応じ、優待条件でご利用いただける各種サービスをご紹介します。



受付時間: 電話介護相談、各種サービス優待紹介: 9:00~17:00
(土日祝日・年末年始を除く)

0120-428-834

(携帯電話・PHS・衛星電話からもご利用いただけます。)

電話介護相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続、認知症への対処法といった介護に関するご相談に電話でお応えします。認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム*1」をご利用いただくことも可能です。
*1 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のおすすめや専門医療機関のご案内等を行います。

インターネット介護情報サービス

情報サイト「介護情報ネットワーク」を通じて、介護の仕方や介護保険制度等、介護に関する様々な情報をご提供します。
[ホームページアドレス]
www.kaigonw.ne.jp

各種サービス優待紹介*2

「家事代行」「食事宅配」「リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「パリアフリー旅行」といったご高齢の方の生活を支える各種サービスについて優待条件でご利用いただける事業者をご紹介します。*3
*2 お住まいの地域によってはご利用いただけなかったり、優待を実施できないサービスもあります。
*3 サービスは、サービス対象者(「ご注意ください」をご参照ください。)に限りご利用いただけます。
*3 サービスのご利用にかかる費用については、お客様にご負担いただけます。

デイリーサポート 自動セット

法律・税務・社会保険に関するお電話での相談や毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。



受付時間: 法律相談: 10:00~18:00
税務相談: 14:00~16:00
社会保険に関する相談: 10:00~18:00
暮らしの情報提供: 10:00~16:00
いずれも土日祝日、年末年始を除く

0120-285-110

法律・税務相談

提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。

[ホームページアドレス] **www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html**

※弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

社会保険に関する相談

公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく電話でご説明します。
※社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

暮らしの情報提供

グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

認知症アシスト



【対象となる補償】
介護補償にご加入いただいた場合 自動セット

脳機能の維持向上に役立つトレーニングから、認知症になった場合のご本人やご家族等を支えるサービスまで、幅広くご提供します。

検索支援サービス

● 緊急連絡ステッカー
「緊急連絡ステッカー」をご希望に応じてお送りします*1。行方不明となった認知症の方を発見した方が持ち物に貼付された「緊急連絡ステッカー」に記載のフリーダイヤルに連絡してIDを入力すると、連絡先等の個人情報を公開せずにご家族等と通話することができます。
*1 ステッカーのお申込みは、保険の対象となる方が医師から認知症の診断を受けている場合に、初年度契約からの連続した保険期間中またはてん補期間中を通じて1回に限ります。ステッカーはフリーダイヤルにて受け付けた日の翌月末頃発送します。
*2 ステッカーの有効期限は登録から3年2か月です。有効期限後もステッカーをご利用される場合は、(一社)セーフティネットリンケージへご入会いただき、会費等のお支払いが必要となります。

● 検索協力支援アプリ「みまもりあいアプリ」
「みまもりあいアプリ」は、(一社)セーフティネットリンケージが取り組む「みまもりあいプロジェクト」の支援ツールです。ご家族や介護ヘルパー等、認知症の方の行方不明時にご協力いただける方にあらかじめ本アプリをダウンロードしていただくことで、行方不明時に、「検索依頼」と「行方不明の方の情報や顔写真」を一斉送信することができます。配信情報は、アプリ内の発見ボタンを押すことで協力者に発見・御礼通知を配信するとともに消去されます。
*2 「緊急連絡ステッカー」と「検索協力支援アプリ」を使って、外出時の万一の事態(行方不明・事故等)に、地域で助け合える協力者を増やし、見守り合える街を育てる活動です。

Android



iPhone



平仮名「みまもりあい」で検索、または左記二次元コードでアプリを取得ご利用ください。



脳の健康度チェック

パソコン・スマートフォン・タブレットを用いたトランプテストで「脳の健康度」をセルフチェックできるサービス「のうKNOW」をご提供します。保険の対象となる方ご自身にて短時間(約15分)で測定することができ、定期的に脳の健康度チェックに取り組んでいただけます。
※本サービスは診察および診断等の医療行為を行うものではありません。
※本サービスは保険の対象となる方に限りご利用いただけます。
※お客様のパソコン・スマートフォン・タブレットのブラウザ環境により、ご利用いただけない場合があります。

ご注意ください (各サービス共通)

- ・ご相談のご利用は、保険期間中(認知症介護電話相談については、てん補期間中も含まれます。)にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限りです。
- ・ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方(法人は除きます。)、またはそれらの方の配偶者*1・ご親族*2の方(以下サービス対象者といいます。)のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動等を除きます。)とし、サービス対象者からの直接の相談に限りです。
- ・一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。
- ・各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
- ・メディカルアシスト、介護アシストの電話相談および認知症アシストは医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。

*1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚約とは異なります。

*2 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。

受付時間: いずれも土日祝・年末・年始を除く

0120-775-677
9:00~17:00

0120-002-531
9:00~17:00

0120-801-276
9:00~17:00

脳機能向上トレーニング

(株)NeUが提供する脳機能向上トレーニング(「脳を鍛えるトレーニング」)をご利用いただけます。監修は、「脳トレ」第一人者の川島隆太氏で、長年にわたる脳科学研究の知見を基にしています。本トレーニングは、記憶力や注意力等脳機能の維持向上を目的としたものであり、継続的なトレーニングにより効果を実感することができます。

脳機能向上トレーニング「脳を鍛えるトレーニング」

[ホームページアドレス] **https://tmnf-brain-training.jp**



左記二次元コードを読み取り、表示に従い、加入者証券番号の入力およびユーザー登録を行っていただきご利用ください。



監修: 川島隆太氏

※本トレーニングは医療行為を行うものではありません。
※本トレーニングは保険の対象となる方に限りご利用いただけます。
※お客様のパソコン・スマートフォン・タブレットのブラウザ環境により、ご利用いただけない場合があります。

認知症介護電話相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、認知症の対処法等のご相談に電話でお応えします。認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム」*3)をご利用いただくことも可能です。
*3 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のおすすめや専門医療機関のご案内等を行います。

「認知症の人と家族の会」の紹介

認知症の方またはそのご家族の方に対して、「(公社)認知症の人と家族の会」*4)をご紹介します。*5
*4 認知症とともに生きるための支援や、認知症に対する社会的理解を広める啓発活動を行っている法人です。
*5 年会費については、お客様にご負担いただけます。

従来商品の補償・保険料表

※払込方法は企業によって異なり、予め決まっております。
ご所属の企業の払込方法が不明な場合は代理店にご確認ください。

ケガ・日常生活の補償

保険料払込方法 月払

● 保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、P.23～25、P.32～34の補償の概要等をご確認ください。

[保険期間：1年間、団体割引：30%、損害率による割引：5%、大口団体契約割引：10%]

ユニットNo.	UNIT 1						UNIT 2		UNIT 3						UNIT 4		
	傷害補償 (天災危険補償特約付帯)		傷害補償 (交通事故傷害危険のみ補償特約) 新規ご加入、口数増加、タイプ変更は できません		傷害補償 (ゴルフ中の 傷害危険のみ 補償特約)		個人 賠償責任 (※2)	個人賠償責任 (ゴルフ賠償 責任補償特約)	携行品 (自己負担額:5,000円)			携行品 (ゴルフ用品補償特約)			ホールインワン・ アルバトロス費用		
補償項目 保険金額	死亡・ 後遺障害 100万円 入院保険金 日額(*) 1,500円 通院保険金 日額 1,000円	死亡・ 後遺障害 (※1) 100万円	死亡・ 後遺障害 100万円 入院保険金 日額(*) 1,500円 通院保険金 日額 1,000円	死亡・ 後遺障害 (※1) 100万円	死亡・ 後遺障害 200万円 入院保険金 日額(*) 3,000円 通院保険金 日額 2,000円		国内 無制限 国外 1億円	国内・国外 1億円	10万円	30万円	50万円	100万円	10万円	20万円	30万円	50万円	100万円
個人	タイプ名	FHA4	FHA5	C1H	C2H	GF		GFB	FDH1	FDH3	FDH5	FDH0	GFK1	GFK2	GFK3	H5H GFH5	H0H GFH0
	保険料	390円	100円	120円	20円	30円		50円	50円	110円	170円	370円	60円	90円	150円	340円	670円
夫婦	タイプ名	KFA4	KFA5	C1F	C2F				KDF1	KDF3	KDF5	KDF0				H5F	H0F
	保険料	720円	180円	200円	40円				60円	140円	230円	460円				500円	1,000円
家族	タイプ名	KKA4	KKA5	C1K	C2K		BB		KDK1	KDK3	KDK5	KDK0				H5K	
	保険料	1,360円	340円	310円	70円		150円		70円	170円	290円	580円				800円	

保険料払込方法 一時払

[保険期間：1年間、団体割引：30%、損害率による割引：5%、大口団体契約割引：10%]

ユニットNo.	UNIT 1						UNIT 2		UNIT 3						UNIT 4		
	傷害補償 (天災危険補償特約付帯)		傷害補償 (交通事故傷害危険のみ補償特約) 新規ご加入、口数増加、タイプ変更は できません		傷害補償 (ゴルフ中の 傷害危険のみ 補償特約)		個人 賠償責任 (※2)	個人賠償責任 (ゴルフ賠償 責任補償特約)	携行品 (自己負担額:5,000円)			携行品 (ゴルフ用品補償特約)			ホールインワン・ アルバトロス費用		
補償項目 保険金額	死亡・ 後遺障害 100万円 入院保険金 日額(*) 1,500円 通院保険金 日額 1,000円	死亡・ 後遺障害 (※1) 100万円	死亡・ 後遺障害 100万円 入院保険金 日額(*) 1,500円 通院保険金 日額 1,000円	死亡・ 後遺障害 (※1) 100万円	死亡・ 後遺障害 200万円 入院保険金 日額(*) 3,000円 通院保険金 日額 2,000円		国内 無制限 国外 1億円	国内・国外 1億円	10万円	30万円	50万円	100万円	10万円	20万円	30万円	50万円	100万円
個人	タイプ名	FHA4	FHA5	C1H	C2H	GF		GFB	FDH1	FDH3	FDH5	FDH0	GFK1	GFK2	GFK3	H5H GFH5	H0H GFH0
	保険料	4,210円	1,070円	1,380円	250円	130円		570円	520円	1,240円	1,810円	4,020円	670円	1,030円	1,590円	3,660円	7,320円
夫婦	タイプ名	KFA4	KFA5	C1F	C2F				KDF1	KDF3	KDF5	KDF0				H5F	H0F
	保険料	7,890円	1,960円	2,240円	430円				630円	1,480円	2,480円	4,970円				5,450円	10,910円
家族	タイプ名	KKA4	KKA5	C1K	C2K		BB		KDK1	KDK3	KDK5	KDK0				H5K	
	保険料	14,770円	3,700円	3,390円	710円		1,660円		800円	1,900円	3,180円	6,360円				8,680円	

*手術保険金のお支払い額は、入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。
(※1)個人タイプの場合は個人のみ補償。夫婦タイプの場合は夫婦を補償。家族タイプの場合は家族を補償。補償される家族については、P.22の「保険の対象となる方の範囲」をご確認ください。

(※2)家族型のみ限定されます。
(注)傷害補償の保険料は被保険者ご本人の職種級別によって異なります。詳しくは、P.41をご参照ください。
上記の保険料は職種級別Aの保険料です。(交通事故傷害危険のみ補償特約、ゴルフ中の傷害危険のみ補償特約がセットされたタイプは除く)
(注)大口団体契約割引は、天災危険補償特約、個人賠償責任、携行品、ホールインワン・アルバトロス費用の保険料には適用されません。
また、損害率による割引は天災危険補償特約保険料には適用されません。

告知の大切さについて、 ご説明させていただきます。

所得補償・団体長期障害所得補償 (GLTD)・医療補償・がん補償・介護補償に新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合*1には、保険の対象となる方(被保険者)について健康状態の告知が必要です。

*1 更新前契約に補償対象外となる病気・症状が設定されており、告知書記入日時時点で、告知書記載の質問すべてのご回答が「なし」となる場合を含みます(更新後契約については補償対象外となる病気・症状を補償対象にすることができます。告知書にご回答がない場合は、更新前契約と同条件での更新となります。)

* 医療補償またはがん補償で家族タイプにご加入される場合には、保険の対象となる方(被保険者)ご本人のほか、配偶者様や満23歳未満のお子様全員についても告知が必要です。

告知書は保険の対象となる方(被保険者) **ご自身がありのままにご記入ください。***

告知の内容が正しくない場合には、ご加入が解除され、保険金をお受け取りいただけないことがあります。*

* 一括告知制度を採用している場合は、ご契約者が一括してご記入ください。

*1 ご家族の方を保険の対象とする場合は、ご家族の方ご自身がご記入ください。

介護補償にのみ(追加)加入される場合で、団体構成員のご家族(団体構成員の配偶者、子供、両親、兄弟及び団体構成員と同居の親族)を保険の対象となる方(被保険者)とするときには、被保険者からの依頼を受けた団体構成員が被保険者の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただけます。

*2 更新時に補償内容をアップされた場合、補償内容をアップされた部分については、保険金をお受け取りいただけないことがあります。

過去に病気やケガをされたことがある場合、お引受けできない場合があります。

お申込み後、保険金請求時等に、**告知内容についてご確認させていただく場合があります。**



告知いただく内容例は次のとおりです。

- ① 入院または手術の有無(予定を含みます。)
- ② 告知書記載の特定の病気・症状に関する、過去2年以内の医師の指示による検査・治療(投薬の指示を含みます。)の有無
- ③ 過去2年以内の健康診断・人間ドックにおける所定の検査の異常指摘の有無 等

* 告知いただく内容は、保険種類等によって異なりますのでご注意ください。詳しくは加入依頼書等の告知項目をご確認ください。

以下のケースも告知が必要となります。

- 現在、医師に入院や手術をすすめられている。
- 過去2年以内に告知書記載の特定の病気について医師の指示による投薬を受けていたが、現在は完治している。
- 過去2年以内の健康診断における告知書記載の検査で「要精密検査」と指摘されたが、精密検査の結果、異常は見つからなかった。

ご注意ください。告知書の質問をよくお読みいただき、ご記入ください。

新たな保険契約への切替の場合、新たに告知が必要となる等のご注意いただきたい事項があります。詳しくは、重要事項説明書をご確認ください。

告知すべき内容を後日思い出された場合には、<<お問い合わせ先>>までご連絡ください。

所得補償・団体長期障害所得補償 (GLTD)・医療補償・介護補償については、支払責任の開始する日より前に被っているケガまたは病気・症状を原因として、支払責任を開始する日以降に就業不能や入院等がされた場合には、その原因が告知対象外のケガまたは病気・症状であったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払対象とならないことがあります。ただし、支払責任の開始する日から1年を経過した後に開始した就業不能や入院等については、保険金のお支払対象となります。



* お客様控のない加入依頼書の場合は、お手数ですがコピーをお取りいただき大切に保管してください。

* インターネット等によりお手続きされる場合は、告知書へ記入することにかえて、画面上に入力してください。

また、本資料中の「告知書」は「健康状態の告知の画面」と読み替えてください。

この資料は告知の大切さについて、その概要を記載したものです。

告知に関するお問い合わせは、<<お問い合わせ先>>までご連絡ください。

東京海上日動火災保険株式会社

介護補償の商品改定(引受の一部厳格化、告知対象疾病の簡素化等)に伴い、介護補償の健康状態告知書を改定しています。

* 既加入者が「**保険責任を加重する場合**」には告知書の再提出が必要です(同条件更新の場合は不要)。

介護補償にご加入の方

質問 1

● 以下(1)～(3)のいずれかに該当しますか。

(1) **現在**、「歩行」「食事」「排せつ」「入浴」「衣類の着替え」「店での買い物」「公共の交通機関の利用」のいずれかにおいて、他の方の介助または補助具を必要とする。

(2) **今までに**、公的介護保険の要介護・要支援の認定申請をしたことがある。

(3) **今までに**、認知症、軽度認知障害(MCI)もしくはそれらの疑いまたはがん(悪性新生物、癌、悪性しゅよう、肉腫、白血病、悪性リンパ腫、骨髄腫を含み、上皮内がんを除きます)で、医師の診察・検査・治療・投薬を受けたことがある。

● **告知日(ご記入日)より過去1年以内**に病気やケガで入院をしたことまたは手術を受けたことはありますか。

● **告知日(ご記入日)より過去2年以内**に、下表の病気であると医師に診断されたこと、または下表の病気のため医師から検査(注)・治療(投薬の指示を含みます)を受けるように指導されたことがありますか。

(注)検査結果が異常ななかった場合は「なし」となります。

お引受けできない病気
・肝硬変
・脳卒中(脳梗塞、脳出血、くも膜下出血)
・脳しゅよう
・心筋梗塞
・心筋症
・心不全
・心房細動
・糖尿病(高血糖・糖尿病の合併症を含みます)
・うつ病
・双極性障害(躁うつ病)
・統合失調症
・アルコール依存症
・パーキンソン病
・アルツハイマー病
・レビー小体病
・前頭側頭葉変性症
・ピック病
・(骨折歴を伴う)骨粗しょう症
・関節炎(リウマチ性、変形性)

↓ 全てなし ↓ ↓ 1つ以上あり ↓

お引受けできます。回答をご記入のうえご署名ください。

申し訳ございませんが、お引受けできません。

改定箇所

質問の追加

保険金のお支払実績を踏まえ、適切なアンダーライティングの観点から引受条件を一部厳格化します。

告知内容の簡素化

上記の質問を追加することにより告知対象にする疾病を削減、告知内容を簡素化します。

* 「健康状態告知書」イメージはP.20のとおり。

B 告知の大切さに関するご案内

必ずお読みください。

注意

所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償、介護補償に新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合(*)には、保険の対象となる方(被保険者)について健康状態の告知が必要です。

- (*)更新前契約に補償対象外となる病気・症状が設定されており、告知書ご記入日時点で、告知書記載の質問すべてのご回答が「なし」となる場合を含みます(更新後契約については補償対象外となる病気・症状を補償対象にすることができます。その場合、告知書回答記入欄のA~Eに付された丸印を二重線で抹消したうえでご署名ください。告知書にご回答がない場合には、更新前契約と同条件での更新となります。)
- ※1 医療補償またはがん補償で家族タイプにご加入される場合には、被保険者ご本人のほか、配偶者様や満23歳未満のお子様全員についても告知が必要です。
- ※2 介護補償のみに(追加)加入される場合、団体構成員のご家族(団体構成員の配偶者、子供、両親、兄弟及び団体構成員と同居の親族)を保険の対象となる方(被保険者)とするときには、被保険者からのご依頼を受けた団体構成員が被保険者の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただけます。なお、告知内容が正しくない場合には、ご加入が解除され、保険金をお受け取りいただけないことがあります。

告知書は保険の対象となる方ご自身がありのままにご記入ください。

ご家族の方を保険の対象とする場合は、ご家族の方ご自身がご記入ください。

※ 介護補償のみに(追加)加入される場合、団体構成員のご家族(団体構成員の配偶者、子供、両親、兄弟及び団体構成員と同居の親族)を保険の対象となる方(被保険者)とするときには、被保険者からのご依頼を受けた団体構成員が被保険者の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただけます。なお、告知内容が正しくない場合には、ご加入が解除され、保険金をお受け取りいただけないことがあります。

告知の内容が正しくない場合には、ご加入が解除され、保険金をお受け取りいただけないことがあります。

更新時に補償内容をアップされた場合、補償内容をアップされた部分については保険金をお受け取りいただけないことがあります。

過去に病気やケガをされたことがある場合、お引受けできない場合があります。

以下のご注意点も確認のうえ、告知書の質問をよくお読みいただき、ご記入ください。

<p>新たな保険契約への切替の場合、新たに告知が必要となる等のご注意いただきたい事項があります。詳しくは、重要事項説明書をご確認ください。</p>	<p>所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、介護補償については、支払責任の開始する日より前に被っているケガまたは病気・症状を原因として、支払責任を開始する日以降に就業不能や入院等をされた場合には、その原因が告知対象外のケガまたは病気・症状であったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払対象とならないことがあります(ただし、支払責任の開始する日から1年を経過した後に開始した就業不能や入院等については、保険金のお支払対象となります。)</p>
---	--

告知すべき内容を後日思い出された場合には、パンフレット等に記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

この資料は告知の大切さについて、その概要を記載したものです。告知に関するお問い合わせは、パンフレット等に記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

別表	(がん補償)お引受けできない病気や所見・症状	C 「健康状態告知書」にご回答いただく際に使用します。
ポリープ・しゅよう等	しゅよう*1、結節*1、腫瘤*1(しゅりゅう)、GIST(ジスト、ギスト)、カルチノイド、異形成、白板症、多発性ポリープ(ポリポージス)*2、病理検査や細胞診での異常	
消化器系の病気	肝硬変、慢性肝炎、肝機能障害(入院や治療を伴うもの)、慢性アルコール性肝機能障害、NASH(非アルコール性脂肪肝炎)、アルコール性肝炎、門脈圧亢進症、食道静脈瘤	
呼吸器系の病気	COPD(慢性閉塞性肺疾患)、肺炎腫、慢性気管支炎、肺線維症、じん肺、けい肺、間質性肺炎	
腎臓の病気	慢性腎機能障害、慢性腎不全、慢性腎炎、尿毒症	
その他	B型肝炎ウイルスキャリア、C型肝炎ウイルスキャリア、貧血(鉄欠乏性貧血を除きます)	
症状*3	しこり、出血(不正出血、咯血、吐血、下血、肉眼的血尿)、黄疸	

*1 「がん、上皮内がん、または異形成」とは異なる病気と診断された場合は「なし」となります。
 *2 大腸などひとつの臓器に多数のポリープが存在する状態をいいます。
 *3 「がん、上皮内がん、もしくは異形成」とは異なる病気と診断された場合、またはその症状に対する診察(服薬・治療を含みます)・検査の結果、告知日時点で医師による診察(服薬・治療を含みます)・検査が終了している場合は「なし」となります。

C 健康状態告知書

以下のご質問をよくお読みいただき、ご回答は「回答記入欄」にご記入ください。

東京海上日動火災保険株式会社 お客様窓口

所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償にご加入の方	がん補償にご加入の方	介護補償にご加入の方																				
<p>質問 1</p> <p>●告知日(ご記入日)現在、病気やケガで入院中、または入院か手術をすすめていますか。</p> <p>あり</p> <p>なし</p> <p>質問 2</p> <p>●告知日(ご記入日)より過去1年以内に病気で、継続して10日以上入院をしたことがありますか。</p> <p>あり</p> <p>なし</p> <p>質問 3 <所得補償、団体長期障害所得補償のみ></p> <p>告知日(ご記入日)より過去2年以内に</p> <p>●「がん」、「上皮内がん」または「精神の病気(アルコール・薬物依存を含みます)」と医師に診断されたことがありますか。</p> <p>●「がん」、「上皮内がん」または「精神の病気(アルコール・薬物依存を含みます)」のため、医師から検査(注)、治療(投薬の指示を含みます)を受けるように指導されたことがありますか。</p> <p>(注)検査結果が異常なしだった場合は「なし」となります。ただし、検査の結果が判明していない場合や経過観察中の場合は「あり」となります。</p> <p>※「がん」または「上皮内がん」に含めて告知いただきたい病気の例</p> <table border="1"> <tr> <td>が</td> <td>がん</td> <td>悪性新生物、癌、悪性しゅよう、肉腫、白血病、悪性リンパ腫、骨髄腫</td> </tr> <tr> <td>上</td> <td>上皮内がん</td> <td>上皮内新生物、上皮内癌、CIS、CIN3、子宮頸部の高度異形成</td> </tr> </table> <p>お引受けできません。回答をご記入のうえご署名ください。</p> <p>※家族タイプの満23歳未満のお子様について、おひとりでも「あり」に該当する方がいる場合には、お子様全員についてお引受けできません。</p> <p>特定疾病等不担保特約がセットされている場合に補償対象外となる病気・症状*1</p> <table border="1"> <tr> <td>ア</td> <td>脳卒中(脳出血、くも膜下出血、脳梗塞、脳血栓、脳塞栓)、狭心症、心筋梗塞、不整脈*2、心室細動、心不全、心筋炎、心肥大、弁膜症、動脈瘤、動脈の閉塞、狭窄</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>白内障、緑内障(告知いただいた内容が片眼だけの場合でも、両眼が補償対象外となります。)</td> </tr> <tr> <td>ウ</td> <td>脊椎分離症、脊椎すべり症、椎間板ヘルニア、むちうち症</td> </tr> <tr> <td>エ</td> <td>前立腺肥大、前立腺炎、前立腺がん、子宮筋腫</td> </tr> </table> <p>*1 主治医が上記の病気・症状と医学的に同一であると診断した病気・症状に関しては、補償の対象外となりますので、ご注意ください。 *2 心房細動は補償の対象となります。</p>	が	がん	悪性新生物、癌、悪性しゅよう、肉腫、白血病、悪性リンパ腫、骨髄腫	上	上皮内がん	上皮内新生物、上皮内癌、CIS、CIN3、子宮頸部の高度異形成	ア	脳卒中(脳出血、くも膜下出血、脳梗塞、脳血栓、脳塞栓)、狭心症、心筋梗塞、不整脈*2、心室細動、心不全、心筋炎、心肥大、弁膜症、動脈瘤、動脈の閉塞、狭窄	イ	白内障、緑内障(告知いただいた内容が片眼だけの場合でも、両眼が補償対象外となります。)	ウ	脊椎分離症、脊椎すべり症、椎間板ヘルニア、むちうち症	エ	前立腺肥大、前立腺炎、前立腺がん、子宮筋腫	<p>質問 1</p> <p>●今までに「がん」または「上皮内がん」と医師に診断されたことがありますか。</p> <p>※「がん」または「上皮内がん」に含めて告知いただきたい病気の例</p> <table border="1"> <tr> <td>が</td> <td>がん</td> <td>悪性新生物、癌、悪性しゅよう、肉腫、白血病、悪性リンパ腫、骨髄腫</td> </tr> <tr> <td>上</td> <td>上皮内がん</td> <td>上皮内新生物、上皮内癌、CIS、CIN3、子宮頸部の高度異形成</td> </tr> </table> <p>お引受けできません。回答をご記入のうえご署名ください。</p> <p>質問 2</p> <p>●告知日(ご記入日)より過去2年以内に以下のいずれかに該当したことがありますか。</p> <p>①健康診断・人間ドックにおいて以下の検査を受けた結果、臓器もしくは検査結果の異常(要治療・要精密検査・1年以内の要再検査をいいます。)を指摘されたこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上部消化管エックス線検査(または内視鏡検査) ・胸部エックス線検査 ・乳房エックス線(マンモグラフィ)検査 ・乳房超音波検査 ・子宮頸部の細胞診 ・便潜血検査 ・しゅようマーカー(CEA・AFP・CA19-9・PSA等) ・CT検査 ・MRI検査 ・PET検査 ・肝炎ウイルス検査(HBs抗原・HCV抗体) ・腹部超音波検査 ・その他のがん検診 <p>②医師の診察の結果、左ページ「告知の大切さに関するご案内」に記載の【別表】の病気や所見、症状により継続して診察(服薬・治療を含みます)・検査を受けるように指導されたこと</p> <p>お引受けできません。回答をご記入のうえご署名ください。</p>	が	がん	悪性新生物、癌、悪性しゅよう、肉腫、白血病、悪性リンパ腫、骨髄腫	上	上皮内がん	上皮内新生物、上皮内癌、CIS、CIN3、子宮頸部の高度異形成	<p>質問 1</p> <p>●以下(1)~(3)のいずれかに該当しますか。</p> <p>(1)現在「歩行」「食事」「排せつ」「入浴」「衣類の着替え」「店での買い物」「公共交通機関の利用」のいずれかにおいて、他の方の介助または補助具を必要とする。</p> <p>(2)今までに、公的介護保険の要介護・要支援の認定申請をしたことがある。</p> <p>(3)今までに、認知症、軽度認知障害(MCI)もしくはそれらの疑いまたはがん(悪性新生物、癌、悪性しゅよう、肉腫、白血病、悪性リンパ腫、骨髄腫を含み、上皮内がんを除きます)で、医師の診察・検査・治療・投薬を受けたことがあります。</p> <p>●告知日(ご記入日)より過去1年以内に病気やケガで入院をしたことまたは手術を受けたことはありますか。</p> <p>●告知日(ご記入日)より過去2年以内に、下表の病気であると医師に診断されたこと、または下表の病気のため医師から検査(注)、治療(投薬の指示を含みます)を受けるように指導されたことがありますか。</p> <p>(注)検査結果が異常なしだった場合は「なし」となります。</p> <p>お引受けできない病気</p> <ul style="list-style-type: none"> ・肝硬変 ・脳卒中(脳梗塞、脳出血、くも膜下出血) ・脳しゅよう ・心筋梗塞 ・心筋症 ・心不全 ・心室細動 ・糖尿病(高血糖・糖尿病の合併症を含みます) ・うつ病 ・双極性障害(躁うつ病) ・統合失調症 ・アルコール依存症 ・パーキンソン病 ・アルツハイマー病 ・レビール小体病 ・前頭側頭葉変性症 ・ピック病 ・(骨折歴を伴う)骨粗しょう症 ・関節炎(リウマチ性、変形性) <p>お引受けできません。回答をご記入のうえご署名ください。</p>
が	がん	悪性新生物、癌、悪性しゅよう、肉腫、白血病、悪性リンパ腫、骨髄腫																				
上	上皮内がん	上皮内新生物、上皮内癌、CIS、CIN3、子宮頸部の高度異形成																				
ア	脳卒中(脳出血、くも膜下出血、脳梗塞、脳血栓、脳塞栓)、狭心症、心筋梗塞、不整脈*2、心室細動、心不全、心筋炎、心肥大、弁膜症、動脈瘤、動脈の閉塞、狭窄																					
イ	白内障、緑内障(告知いただいた内容が片眼だけの場合でも、両眼が補償対象外となります。)																					
ウ	脊椎分離症、脊椎すべり症、椎間板ヘルニア、むちうち症																					
エ	前立腺肥大、前立腺炎、前立腺がん、子宮筋腫																					
が	がん	悪性新生物、癌、悪性しゅよう、肉腫、白血病、悪性リンパ腫、骨髄腫																				
上	上皮内がん	上皮内新生物、上皮内癌、CIS、CIN3、子宮頸部の高度異形成																				

1. 本内容は健康状態に関する回答です。ご加入いただく補償のみご回答ください。ご回答内容・ご署名は加入依頼書に複写されますので、ボールペンでもなくご記入ください。
 2. 加入依頼書のタイプ欄に記載いただいた補償と健康状態告知書でご回答いただいた補償と異なる場合は、加入依頼書のタイプ欄に記載いただいた補償についてのみ、ご加入のお申込みがあったものとして取扱います。

所得補償	団体長期障害所得補償	医療補償	がん補償	介護補償
質問 1	なし	あり	なし	あり
質問 2	なし	あり	なし	あり
質問 3	全てなし	1つ以上あり	全てなし	1つ以上あり

告知日(ご記入日) 令和 年 月 日

被保険者本人または親権者・後見人等(自署)

*3 被保険者本人が満15歳未満の場合には、親権者・後見人等(後見人・保佐人・補助人)の代表者1名が全員の合意をいただいたうえで、被保険者に代わってご署名ください。(ご署名例:安心ショウタ 親権者 安心ヒロシ)

介護補償のみに(追加)加入される場合、団体構成員のご家族(団体構成員の配偶者、子供、両親、兄弟及び団体構成員と同居の親族)を保険の対象となる方(被保険者)とするときには、被保険者からのご依頼を受けた団体構成員が被保険者の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただけます。なお、告知内容が正しくない場合には、ご加入が解除され、保険金をお受け取りいただけないことがあります。健康状態告知を行った方がご署名ください。

ご加入手続きのご確認事項

ご検討いただきありがとうございます。

正しくご加入いただくために以下の流れでお手続きをお願いします。

1 **まずは、重要事項説明書をよくお読みください。** (P.36 ~P.40)
重要事項説明書(団体総合生活保険にご加入いただく皆様へ)を必ずお読みください。

2 **どんな補償が必要ですか?** (P.3~P.10、P.15~P.16)
ご加入(新規・更新)を検討される保険の内容が記載されているページをご覧ください。補償内容等をご確認ください。



3 **補償が決まったら、ご加入タイプを決めましょう!** (P.3~P.10、P.15~P.16)
ご加入(新規・更新)される**保険種類のタイプ**をお決めください。

4 **正しい告知をお願いします!** (P.17)

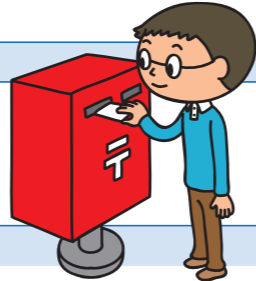
介護補償、医療補償、がん補償、所得補償に新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合には、保険の対象となる方(被保険者)について健康状態の告知が必要です。加入依頼書等に健康状態を正しくご記入ください。告知いただいた内容によっては、お引受けできない場合があります。「告知の大切さに関するご案内」を必ずお読みください。

5 **加入する保険はご希望に合っていますか?** (P.41)

ご加入内容確認事項(意向確認事項)を必ずお読みいただき、申込む保険がご希望に合致しているか再度ご確認ください。

6 **加入手続きについて**

お申込み手続きは加入依頼書のご提出をお願いします。



保険期間と加入方法

- [MC DASH]の保険期間は**2023年11月1日午後4時から2024年11月1日午後4時までの1年間**ですが、中途での加入・脱退もできます。
(補償開始日・脱退日は原則加入依頼書、加入者異動依頼書の提出月の翌月の1日付となります。)
- 新規・更新の募集期間は2023年8月14日(月)から2023年9月13日(水)までとなります。
- 保険料の払込方法は給与天引き(月払、一時払)、または口座振替(月払、一時払)となります。各企業で予め決まっておりますので、代理店にご確認ください。
- 団体割引は保険の対象となる方ご本人の人数により、損害率による割増引は支払保険金の状況によって毎年見直されます。
- ご退職された場合は、「退職者団体」にてご継続できます。「退職者団体」が設置されていない場合もございますので、代理店にご確認ください。
- 加入依頼書は代理店にご提出ください。

(ご注意)現在ご加入の方につきましては、上記記載の募集期間終了までにご加入者の方からの特段のお申し出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は、今年度の募集パンフレット等に記載の補償内容・保険料等にて、保険会社に保険契約を申し込みます。

保険の対象となる方の範囲

	ご本人 ^(注1)	配偶者	子供
医療補償・がん補償・介護補償	○	×	×
個人型にご加入の場合	○	×	×

(注1) 下記「被保険者本人になれる方の範囲」に該当し、かつ加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。

	ご本人 ^(注2)	配偶者	その他のご親族 ^(注3)
傷害、携行品、ホールインワン・アルバトロス費用	○	×	×
個人型にご加入の場合	○	×	×
夫婦型にご加入の場合	○	○	×
家族型にご加入の場合	○	○	○
個人賠償責任	○	○	○
所得補償	○	×	×
ゴルフの補償 (傷害、携行品、ホールインワン・アルバトロス費用、個人賠償責任)	○	×	×

※ 個人賠償責任において、ご本人(注2)が未成年者または上表の保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、未成年者または責任無能力者の親権者およびその他の法定の監督義務者等も保険の対象となる方を含みます(未成年者または責任無能力者に関する事故に限ります)。

※ 上記の続柄は傷害・損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

(注2) 下記の「被保険者本人になれる方の範囲」に該当し、かつ加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。

(注3) ご本人またはその配偶者の同居の親族・別居の未婚のお子様をいいます。

被保険者本人になれる方の範囲

医療補償・がん補償・介護補償

	年齢 ^(注4)	左記以外の条件
個人型	(医療・がん補償) 0歳以上満89歳以下 (介護補償) 満40歳以上満84歳以下	①三菱商事株式会社およびその系列会社の役員・従業員・退職者 ②上記①の家族 (1)配偶者、お子様、ご両親、ご兄弟(血族・姻族を問わず) (2)上記①と同居されている親族の方

(注4) 団体契約の保険期間の初日時点(2023年11月1日現在)の満年齢をいいます。

医療補償・がん補償・介護補償以外

	個人型	夫婦・家族型
①三菱商事株式会社およびその系列会社の役員・従業員・退職者の方	○	○
②上記①の家族	○	○
配偶者、お子様、ご両親、ご兄弟(同居・別居、血族・姻族を問わず)	○	○
上記①と同居されている親族の方 ^(注5)	○	傷害補償：× 賠償・財産・費用に関する補償：○

(注5) 役員・従業員・退職者ご本人の同居の親族をいいます。

※所得補償においては、年齢(注4)が満15歳以上満69歳以下の方に限りです。

【用語の解説】

(1) 配偶者:婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限りです。婚姻とは異なります。)

① 婚姻意思を有すること(戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます)。

② 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること。

(2) 親族:6親等以内の血族および3親等以内の姻族をいいます(配偶者を含みません)。

(3) 未婚:これまでに婚姻歴がないことをいいます。

公的介護保険制度の被保険者(加入者)と受給要件

公的介護保険制度における受給要件は、下表のとおり、年齢によって異なります。

年齢	39歳以下	40歳以上64歳以下*1	65歳以上
被保険者	被保険者ではない	第2号被保険者	第1号被保険者
受給要件	対象外	要介護、要支援状態が、末期がん・関節リウマチ等の加齢に起因する疾病(16種類の特定疾病)による場合に限定	原因を問わず以下の状態となったとき ●要介護状態 (寝たきり、認知症等で介護が必要な状態) ●要支援状態 (日常生活に支援が必要な状態)

*1 公的医療保険(国民健康保険・被用者保険)の加入者である必要があります。

団体総合生活保険 補償の概要等

保険期間:1年

※ご加入いただくタイプによっては保険金お支払いの対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料」表等をご確認ください。

傷害補償

■「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方がケガ*1をした場合に保険金をお支払いします。

*1 ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。

保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、「お問い合わせ先」までご連絡ください。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合	
傷害補償基本特約 + 天災危険補償特約	死亡保険金	<p>事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。</p> <p>※1 事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。</p>	<p>・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ</p> <p>・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ（その方が受け取るべき金額部分）</p> <p>・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ</p> <p>・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ</p> <p>・脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガ</p> <p>・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ</p> <p>・外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によって生じたケガ</p> <p>・自動車等の乗用車を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ</p> <p>・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの、ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハングライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ</p> <p>・オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ</p>
	後遺障害保険金	<p>事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。</p> <p>※1 事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。</p>	
	入院保険金	<p>医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合 ▶入院保険金日額に入院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日を限度とします。</p> <p>※入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。</p>	
	手術保険金	<p>治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1または先進医療*2に該当する所定の手術を受けられた場合 ▶入院保険金日額の10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術1回に限ります。*3</p> <p>*1 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。</p> <p>*2 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限り。）をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。）。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象となっている療養は先進医療とはみなされません（保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。）。</p> <p>*3 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。</p>	等
	通院保険金	<p>医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に通院（往診を含みます。）された場合 ▶通院保険金日額に通院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、お支払いできません。また、支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日を限度とします。</p> <p>※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。</p> <p>※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位にギプス等*1を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含まれます。</p> <p>*1 ギプス・キャスト、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子・シーネ・スプリント固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハローベストをいいます。</p>	

賠償責任に関する補償

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
個人賠償責任補償特約	<p>国内外において以下のような事由により、保険の対象となる方が法律上の損害賠償責任を負う場合</p> <p>■日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合</p> <p>■保険の対象となる方が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合</p> <p>■電車等*1を運行不能にさせた場合</p> <p>■国内で受託した財物（受託品）*2を壊したり盗まれた場合</p> <p>▶1 事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。</p> <p>※国内での事故（訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。）に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。</p> <p>※東京海上日動との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合等には、相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>*1 自動車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。</p> <p>*2 以下のものは受託品には含まれません。自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、タブレット端末、モバイルWi-Fiルーター、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券、クレジットカード、設計書、帳簿、動物や植物等の生物、乗車券、航空券、通貨、貴金属、宝石、美術品、データやプログラム等の無体物、</p>	<p>・ご契約者または保険の対象となる方等の故意によって生じた損害</p> <p>・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害</p> <p>・職務の遂行に直接起因する損害賠償責任（仕事上の損害賠償責任*1）によって保険の対象となる方が被る損害</p> <p>・保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害</p> <p>・第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害</p> <p>・保険の対象となる方が所有、使用または管理する財物*2の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害</p> <p>・心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害</p> <p>・航空機、船舶、車両*3または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害</p> <p>・以下のような事由により、その受託品について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害</p> <p>■保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為</p> <p>■差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使</p> <p>■受託品が通常有する性質や性能を欠いていること</p> <p>■自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い</p> <p>■受託品が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損</p> <p>■受託品に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害</p> <p>■受託品の電氣的または機械的事故</p> <p>■受託品の置き忘れまたは紛失*4</p> <p>■詐欺または横領</p> <p>■風、雨、雪、雹（ひょう）、砂塵（さじん）等の吹き込みや浸み込みまたは漏入</p> <p>■受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊</p>
		<p>等</p> <p>*1 保険の対象となる方がゴルフの競技または指導を職業としている方以外の場合、ゴルフの練習、競技または指導*5中に生じた事故による損害賠償責任は除きます。</p> <p>*2 受託品、ホテルまたは旅館等の宿泊が可能な施設および施設内の動産、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。</p> <p>*3 自転車やゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。</p> <p>*4 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。</p> <p>*5 ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。</p>

財産に関する補償

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
携行品特約	<p>国内外において、保険の対象となる方が所有する家財のうち、一時的に持ち出された家財、住宅外において携行中の家財または住宅外で取得し住宅に持ち帰るまでの間の家財に損害が生じた場合</p> <p>▶損害額（修理費）から免責金額（自己負担額：1事故について5,000円）を差し引いた額を、保険期間を通じて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。ただし、損害額は時価額を限度とします。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>◎以下のものは補償の対象となりません。 自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、タブレット端末、モバイルWi-Fiルーター、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券（小切手は含みません。）、クレジットカード、設計書、帳簿、商品・製品や設備・什器（じゅうき）、動物や植物等の生物、データやプログラム等の無体物</p>	<p>・ご契約者、保険の対象となる方またはその同居の親族等の故意または重大な過失によって生じた損害</p> <p>・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害</p> <p>・保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による損害</p> <p>・無免許運転や酒気帯び運転をしている間に生じた事故による損害</p> <p>・差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害</p> <p>・保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害</p> <p>・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い等による損害</p> <p>・保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損による損害</p> <p>・保険の対象に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害</p> <p>・電氣的または機械的の事故に起因する損害</p> <p>・保険の対象の置き忘れまたは紛失*1に起因する損害</p> <p>・詐欺または横領に起因する損害</p> <p>・風、雨、雪、雹（ひょう）、砂塵（さじん）等の吹き込みや浸み込みまたは漏入により生じた損害</p> <p>・保険の対象となる方の居住する住宅内（敷地を含みません。）で生じた事故による損害</p> <p>等</p> <p>*1 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。</p>

費用に関する補償

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
ホールインワン・アルバトロス費用補償特約	<p>国内の9ホール以上を有するゴルフ場において他の競技者1名以上と同伴し、パー35以上の9ホールを正規にラウンドするゴルフのプレー中に、下記のいずれかのホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合</p> <p>■下記①および②の両方が目撃したホールインワンまたはアルバトロス（公式競技の場合は、下記①または②のいずれかが目撃したホールインワンまたはアルバトロス）</p> <p>①同伴競技者 ②同伴競技者以外の第三者*1</p> <p>■記録媒体に記録された映像等によりその達成を客観的に確認できるホールインワンまたはアルバトロス</p> <p>▶達成のお祝いとして実際にかかった費用等*2を、1回のホールインワンまたはアルバトロスについて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。</p> <p>※「ホールインワン・アルバトロス費用」は複数のご契約にご加入いただいても、その中で最も高い保険金額が複数のご契約を通算しての支払限度額となります。</p> <p>既に「ホールインワン・アルバトロス費用」を補償する他の保険契約にご加入いただいている場合には、補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>※保険金のご請求にあたっては、同伴競技者、同伴競技者以外の第三者*1およびゴルフ場の支配人等のそれぞれが署名もしくは記名捺印したホールインワンもしくはアルバトロス証明書または映像等のうち、東京海上日動が求めるすべてのものご提出が必要となります。</p> <p>*1 同伴キャディ、ゴルフ場の使用人や関連業者、公式競技の競技委員、先行・後続のパーティのプレイヤー等をいいます。ただし、同伴キャディ以外の者で、保険の対象となる方または同伴競技者のゴルフプレーに同行する、ゴルフプレーを行わない者は含みません。</p> <p>*2 慣習として負担する贈呈用記念品購入費用、祝賀会費用、ゴルフ場に対する記念植樹費用、同伴キャディに対する祝儀等が対象となります。</p>	<p>・保険の対象となる方がゴルフ場の経営者である場合、その保険の対象となる方が経営するゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス</p> <p>・保険の対象となる方がゴルフ場の使用人である場合、その保険の対象となる方が実際に使用されているゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス</p> <p>・ゴルフの競技または指導を職業としている方が達成したホールインワンまたはアルバトロス</p> <p>・パターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツ</p> <p>等</p>

医療補償



補償の対象は疾病のみです。

※ケガの治療のために受けた放射線治療、先進医療、女性形成治療に定める所定の手術を除きます。

病気やケガにより、保険の対象となる方が入院・手術をされた場合等（介護療養型医療施設または介護医療院における入院・手術等を除きます。）に保険金をお支払いします。

この補償については、死亡に対する補償はありません。

保険金支払の対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき身体障害の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
医療補償基本特約	<p>病気によって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中にその治療のため入院を開始した場合</p> <p>▶疾病入院保険金日額に入院した日数を乗じた額をお支払いします。ただし、1回の入院について、疾病入院保険金支払限度日数*1を限度とします。</p> <p>※疾病入院保険金が支払われる入院中、さらに別の病気をされても疾病入院保険金は重複してはお支払いできません。</p> <p>*1 1回の入院に対して保険金をお支払いする限度日数として、契約により取り決めた一定の日数のごとをいいます。</p>	<p>・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた病気やケガ*1</p> <p>・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた病気やケガ</p> <p>・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた病気やケガ（その方が受け取るべき金額部分）</p> <p>・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガ</p> <p>・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じた病気やケガ</p> <p>・精神障害を原因とする事故によって被ったケガ</p> <p>・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気やケガ</p> <p>・アルコール依存および薬物依存</p> <p>・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの</p> <p>・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といえます。）の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ*2*3</p> <p>等</p>
	<p>病気の治療のため、保険期間中に公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1を受けられた場合</p> <p>▶以下の金額をお支払いします。</p> <p>①重大手術（詳細は欄外ご参照）：疾病入院保険金日額の40倍 ②①以外の入院中の手術：疾病入院保険金日額の10倍 ③①および②以外の手術：疾病入院保険金日額の5倍</p> <p>*1 傷の処置、切開術（皮膚、鼓膜）、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。また、時期を同じくして*2 2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。</p> <p>*2 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。</p>	
	<p>病気やケガの治療のため、保険期間中に公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線治療*1を受けられた場合</p> <p>▶疾病入院保険金日額の10倍の額をお支払いします。</p> <p>*1 血液照射を除きます。お支払いの対象となる放射線治療を複数回受けた場合は、施術の開始日から、60日の間に1回の支払を限度とします。</p>	<p>*1 該当した保険の対象となる方の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることがあります。</p> <p>*2 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガについても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に保険金支払事由に該当したときは、保険金のお支払いの対象となります。</p> <p>*3 病気やケガを正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払いの対象とならないことがあります。</p>

※「1回の入院」とは次のいずれかに該当する入院をいいます。

- ・入院を開始してから退院するまでの継続した入院
- ・退院後、その日を含めて180日を経過した日までに再入院した場合で、その再入院が前の入院の原因となった病気やケガ（医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。）によるものであるときは、再入院と前の入院を合わせた入院

※「重大手術」とは以下の手術をいいます。ただし、腹腔鏡・胸腔鏡・穿頭は除きます（「重大手術の支払倍率変更に関する特約」が自動セットされています。）。

- ①がんに対する開頭・開胸・開腹手術および四肢切断術
- ②脊髄腫瘍摘出術、頭蓋内腫瘍開頭摘出術、縦隔腫瘍開胸摘出術
- ③心臓・大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈への開胸・開腹術
- ④日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・脾臓・腎臓の全体または一部の移植手術

医療補償



補償の対象は疾病のみです。

※ケガの治療のために受けた放射線治療、先進医療、女性形成治療に定める所定の手術を除きます。

		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
害退 不院 担後 保通 約院 (退保 院金險 後金特 通約 院傷 約十 傷)		<p>保険期間中に疾病入院保険金が支払われる入院をし、退院した後、その病気によって医師等の治療を必要とし、かつ、以下のような通院をされた場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ■入院の原因となった病気の治療のための通院（往診を含みます。）であること ■退院日の翌日からその日を含めて180日以内に行われた通院であること ▶退院後通院保険金日額に通院日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、1回の入院後の通院について、90日を限度とします。 <p>※疾病入院保険金と重複してはお支払いできません。また、2つ以上の病気のために1回の通院をした場合は、1回の通院とみなし、保険金は重複してはお支払いできません。</p>	（「医療補償基本特約」と同じ）
	総合先進医療基本保険金	<p>病気やケガによって保険期間中に先進医療*1を受けられた場合（保険の対象となる方が一連の先進医療を受けた場合は、最初に受けた日に保険金支払事由に該当したものとみなします。）</p> <p>▶先進医療にかかわる技術料*2について保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じて、総合先進医療基本保険金額を限度とします。</p> <p>*1 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるもの）に限ります。）をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。）。</p> <p>なお、療養*3を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養*3は先進医療とはみなされません（保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。）。</p> <p>*2 次の費用等、先進医療にかかわる技術料以外の費用は含まれません。</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 公的医療保険制度に基づき給付の対象となる費用（自己負担部分を含む） ii. 先進医療以外の評価療養のための費用 iii. 選定療養のための費用 iv. 食事療養のための費用 v. 生活療養のための費用 <p>*3 次のいずれかに該当するものをいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 診察 ii. 薬剤または治療材料の支給 iii. 処置、手術その他の治療 	
	総合先進医療一時金	<p>病気やケガによって保険期間中に総合先進医療基本保険金が支払われる先進医療を受けられた場合</p> <p>▶10万円をお支払いします。ただし、総合先進医療一時金のお支払いは、保険期間を通じて、1回に限ります。</p>	

※「1回の入院」とは次のいずれかに該当する入院をいいます。

- ・入院を開始してから退院するまでの継続した入院
- ・退院後、その日を含めて180日を経過した日までに再入院した場合で、その再入院が前の入院の原因となった病気やケガ（医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。）によるものであるときは、再入院と前の入院を合わせた入院

【「総合先進医療特約」における粒子線治療*1費用のお支払いについて】

「総合先進医療特約」のお支払いの対象となる粒子線治療*1について、一定の条件*2を満たす場合に、東京海上日動から治療を実施した医療機関へ粒子線治療*1にかかる技術料相当額を照射日以降に直接お支払いできる場合があります。事前のお手続きが必要になるため、遅くとも治療開始の3週間前までに《お問い合わせ先》までご連絡ください（医療機関ではなく、お客様にお支払いすることもできます。）。

- *1 「粒子線治療」とは、重粒子線治療、陽子線治療をいいます。
- *2 「一定の条件」とは、以下の条件等をいいます。詳細は《お問い合わせ先》までご連絡ください。
 - ・責任開始日から1年以上継続してご加入いただいていること。
 - ・粒子線治療*1開始前に保険金のお支払い対象であることが確認できること。

※変更・中止となる場合があります。

医療補償



補償の対象は疾病のみです。

※ケガの治療のために受けた放射線治療、先進医療、女性形成治療に定める所定の手術を除きます。

		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
三 大 疾 病 （三 大 疾 病 一 時 金 特 約 十 三 大 疾 病 の み 補 償 特 約		<p>以下のような状態となった場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ①保険期間中に悪性新生物（がん）*1と診断確定された場合 ②急性心筋梗塞を発病し、約款に定める所定の状態にあることが医師等により診断され、保険期間中にその治療のため入院を開始された場合 ③脳卒中を発病し、約款に定める所定の状態にあることが医師等により確認され、保険期間中にその治療のため入院を開始された場合 <p>▶三大疾病・重度傷害一時金額をお支払いします。</p> <p>*1 補償対象となる「悪性新生物（がん）」とは以下のものをいいます。がんの診断確定は、病理組織学的所見により、医師等によって診断されることを要します。ただし、病理組織学的検査が行われなかった理由が明らかであり、他の所見による診断確定の根拠が合理的であると認められるときは、他の所見を認めることがあります。</p>	（「医療補償基本特約」と同じ）
	悪性新生物および上皮内新生物の	<p>悪性新生物および上皮内新生物のことをいい、具体的には、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」および「国際疾病分類－腫瘍学（NCC監修）第3版（2012年改正版）」に定められた内容によるものとします。良性腫瘍である子宮筋腫、血管腫および脂肪腫等は、この保険の補償対象となりません。なお、「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」または「国際疾病分類－腫瘍学」において、新たな分類が施行された場合で、新たに「悪性新生物」または「上皮内新生物」に分類された疾病があるときには、その疾病を補償対象に含みます。</p> <p>【ご注意】悪性新生物（がん）と診断確定された場合において、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といいますが。）の保険始期日からその日を含めて90日を経過した日の翌日の午前0時より前に診断確定されていたときは、保険金をお支払いできません。</p> <p>※同一の事故により複数の保険金支払事由に該当した場合は、いずれか1つの保険金として支払うものとし、重複してはお支払いできません。</p> <p>※この特約のいずれか1つの保険金をお支払いした場合には、同一保険期間中に上記①～③のいずれかの状態に該当したときでも保険金はお支払いできません。</p> <p>※継続契約において、保険金支払事由に該当した日からその日を含めて1年以内は、同一の保険金支払事由に該当しても保険金はお支払いできません。</p>	
	女性入院保険金	<p>所定の病気（女性疾病等*1）によって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中にその治療のため入院を開始した場合</p> <p>▶女性入院保険金日額に入院した日数を乗じた額をお支払いします。ただし、1回の入院について、疾病入院保険金支払限度日数*2を限度とします。</p> <p>※女性入院保険金が支払われる入院中、さらに別の女性疾病等*1となっても女性入院保険金は重複してはお支払いできません。</p> <p>*1 一般に女性が罹患（りかん）しやすいとされる所定の病気（乳房・女性生殖器の悪性新生物（がん）・良性新生物等）の他、乳房・女性生殖器以外の悪性新生物（がん）や糖尿病、心疾患等も含まれます。</p> <p>*2 1回の入院に対して保険金をお支払いする限度日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいいます。</p>	
	女性形成治療保険金	<p>病気やケガの治療のため、保険期間中に以下のような手術を受けられた場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ■瘢痕（はんこん）形成術（植皮術（皮膚の移植術）や瘢痕（はんこん／傷跡）に対する形成術） ■変形形成術（足びのびの後天性変形（外反母趾（ぼし）等）に対する形成術） ■乳房切除術（皮膚を切開し、病変部を切除する手術をいい、生検を除きます。） <p>▶手術の種類に応じて女性入院保険金日額の20倍または40倍の額をお支払いします。ただし、時期を同じくして*1 2種類以上の手術を受けた場合には、倍率の最も高い手術についてのみお支払いします。</p> <p>*1 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。</p> <p>【ご注意】乳房の悪性新生物（がん）の治療のための手術については、その悪性新生物（がん）を被った時が、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といいますが。）の保険始期日からその日を含めて90日を経過した日の翌日の午前0時より前である場合は、保険金をお支払いできません（ただし、初年度契約の保険始期日からその日を含めて1年と90日を経過した後には手術を受けた場合は、保険金お支払いの対象となります。）。</p>	

※「1回の入院」とは次のいずれかに該当する入院をいいます。

- ・入院を開始してから退院するまでの継続した入院
- ・退院後、その日を含めて180日を経過した日までに再入院した場合で、その再入院が前の入院の原因となった病気やケガ（医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。）によるものであるときは、再入院と前の入院を合わせた入院

がん補償

保険の対象となる方ががん*1と診断確定された場合や、その治療のため入院・手術をされた場合等（介護療養型医療施設または介護医療院における入院・手術等を除きます。）に保険金をお支払いします。

この補償については、死亡に対する補償はありません。

がん*1と診断確定されたときに、がん*1以外の身体に生じた障害の影響等によって、がん*1の病状が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

*1 補償対象となる「がん」とは以下のものをいいます。がんの診断確定は、病理組織学的所見により、医師等によって診断されることを要します。ただし、病理組織学的検査が行われなかった理由が明らかであり、他の所見による診断確定の根拠が合理的であると認められるときは、他の所見を認めることがあります。

悪性新生物および上皮内新生物のことをい、具体的には、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 I C D - 10（2013年版）準拠」および「国際疾病分類 - 腫瘍学（N C C 監修）第3版（2012年改正版）」に定められた内容によるものとします。良性腫瘍である子宮筋腫、血管腫および脂肪腫等は、この保険の補償対象となりません。
なお、「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」または「国際疾病分類 - 腫瘍学」において、新たな分類が施行された場合で、新たに「悪性新生物」または「上皮内新生物」に分類された疾病があるときには、その疾病を補償対象に含みます。

【ご注意】初年度契約の保険始期前にがんと診断確定されていた場合は、ご加入者、保険の対象となる方または保険金受取人のその事実の知、不知にかかわらず、ご加入は無効となり、保険金をお支払いできません（この場合、お支払いいただいた保険料を返還できないことがあります。）。

		保険金をお支払いする主な場合
がん補償基本特約	がん診断保険金	保険期間中に以下のいずれかの状態に該当した場合 ■初めてがん診断確定された場合 ■この保険契約が継続契約である場合において、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約）から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかの保険期間中に既に診断確定されたがん（原発がん）を治療したことにより、がんが認められない状態となり、その後初めてがんが再発または転移したと診断確定されたとき ■原発がんとは関係なく、がんが新たに生じた診断確定された場合 ▶がん診断保険金をお支払いします。 ただし、がん診断保険金のお支払いは、保険期間を通じて1回に限りです。また、支払事由に該当した最終の診断確定日からその日を含めて1年以内であるときは、がん診断保険金をお支払いできません。
	がん入院保険金	がん診断確定され、その診断確定されたがんによって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中にその 治療のため入院（日帰り入院を含みます。）を開始された場合 ▶がん入院保険金日額に入院期間を乗じた額をお支払いします。 ※がん入院保険金が支払われる期間中、さらにがん診断保険金の支払事由に該当しても、がん入院保険金は重複してはお支払いできません。
	がん手術保険金	がん診断確定され、その治療のため、保険期間中に 所定の手術を受けられた場合 ▶手術の種類に応じてがん入院保険金日額の1.0倍、2.0倍または4.0倍の額をお支払いします。 ただし、時期を同じくして*1 2種類以上の手術を受けた場合には、倍率の最も高い手術についてのみお支払いします。 *1 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。
	がん退院後療養保険金	がん診断確定され、保険期間中にがん入院保険金の支払対象となる入院を開始し、20日以上継続して入院した後、 生存して退院された場合 ▶がん退院後療養保険金をお支払いします。 ただし、退院日からその日を含めて30日以内に開始した入院については、がん退院後療養保険金をお支払いできません。
	がん通院保険金 + がん通院保険金の支払事由変更に関する特約	がん診断確定され、保険期間中にがん入院保険金の支払対象となる入院（日帰り入院も含みます。）をし、以下の条件のすべてを満たす 通院（往診を含みます。）をされた場合 ■診断確定されたがんによって医師等の治療を必要としている期間内に行われた通院であること ■入院（日帰り入院も含みます。）の原因となったがんの治療のための通院であること ■入院（日帰り入院も含みます。）の開始日の前日からその日を含めて遡及して60日以内（入院前通院期間）または退院日の翌日からその日を含めて180日以内（退院後通院期間）に行われた通院であること ▶がん通院保険金日額に通院日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。 ただし、1回の入院（日帰り入院も含みます。）の原因となったがんの治療のための通院について45日を限度とします。 ※がん入院保険金と重複してはお支払いできません。また、退院後通院期間中に新たに入院（日帰り入院も含みます。）をされ、入院前通院期間と退院後通院期間に重複する期間があったとしても、保険金は重複してはお支払いできません。

介護補償

保険の対象となる方が、保険期間中に公的介護保険制度に基づく所定の要介護状態の認定を受けた状態となった場合等に保険金をお支払いします。

この補償については、死亡に対する補償はありません。

保険金支払の対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき要介護状態の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

【公的介護保険連動型（要介護2）】

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
要介護3以上から要介護2以上への補償拡大に関する特約	保険期間中に公的介護保険制度に基づく要介護2以上の認定を受けた状態となった場合 ▶介護補償保険金額の全額をお支払いします。 ただし、保険の対象となる方1名につき1回に限りです。	・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた要介護状態*1 ・保険の対象となる方の 故意 または 重大な過失 によって生じた要介護状態 ・保険金の受取人の 故意 または 重大な過失 によって生じた要介護状態（その方が受け取るべき金額部分） ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた要介護状態 ・ 無免許運転や酒気帯び運転 をしている間の事故により生じた要介護状態 ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた要介護状態 ・アルコール依存および薬物依存によって生じた要介護状態 ・先天性疾患によって生じた要介護状態 ・医学的他覚所見のないむちうち症や腰痛等によって生じた要介護状態 ・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といえます。）の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ等による要介護状態*2*3 等

*1 該当した保険の対象となる方の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることがあります。
 *2 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ等による要介護状態についても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に開始した要介護状態については、保険金のお支払いの対象となります。
 *3 要介護状態の原因が告知対象外の病気やケガであったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払いの対象とならないことがあります。

所得補償

病気やケガによって所定の就業不能になった場合*1に、保険の対象となる方が被る損失に対して保険金をお支払いします。

【ご注意】ただし、死亡された後、または病気やケガが治癒した後、いかなる場合でも「就業不能」とはいいません。

*1 骨髄移植を目的とする骨髄採取手術により所定の就業不能になった場合についても、保険金をお支払いします（「骨髄採取手術に伴う入院補償特約」が自動セットされます。）。

この補償については、死亡に対する補償はありません。

保険金のお支払対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき身体障害の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
所得補償基本特約	<p>病気やケガによって保険期間中に就業不能となり、その期間が継続して免責期間*1を超えた場合</p> <p>▶保険金額（月額）に就業不能期間（月数）*2を乗じた額をお支払いします。</p> <p>ただし、保険金額が保険の対象となる方の平均月間所得額*3を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできません。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p>	<p>・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた病気やケガによる就業不能</p> <p>・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる就業不能</p> <p>・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる就業不能（その方が受け取るべき金額部分）</p> <p>・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガによる就業不能</p> <p>・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じた病気やケガによる就業不能</p> <p>・妊娠、出産、早産または流産によって生じた病気やケガによる就業不能</p> <p>・妊娠または出産による就業不能</p> <p>・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気やケガによる就業不能</p> <p>・保険の対象となる方が被った精神病性障害、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を原因として生じた就業不能</p> <p>・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる就業不能</p> <p>・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といえます。）の保険始期時点で、既に被っている病気やケガによる就業不能*1*2</p> <p>・就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、「骨髄採取手術に伴う入院補償特約」をセットした最初の保険契約の保険始期日から、その日を含めて1年を経過した日の翌日の午前0時時点で既に発生している就業不能</p>
	<p>*1 保険金をお支払いしない期間として、契約により取り決めた一定の期間のことをいいます（就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、免責期間を適用しません。）。</p> <p>*2 「てん補期間*4内の就業不能の日数」をいいます（就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、4日を加えた日数をいいます。）。お支払額は月単位で計算しますが、端日数が生じた場合は、1か月を30日として日割りで計算します。</p> <p>*3 免責期間*1が始まる直前12か月における保険の対象となる方の所得*5の平均月額をいいます。</p> <p>*4 同一の病気やケガによる就業不能*6（または骨髄採取手術による就業不能）に対して保険金をお支払いする期間として、契約により取り決めた一定の期間（免責期間*1終了日の翌日からの期間）のことをいいます。原則として1年または2年となります。</p> <p>*5 「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。</p> <p>*6 就業不能が終了した後、その日を含めて180日を経過した日までに、前の就業不能の原因となった病気やケガ（医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。）によって再び就業不能となった場合は、後の就業不能は前の就業不能と同一の就業不能とみなします。</p>	<p>*1 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガによる就業不能についても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後開始した就業不能については、保険金のお支払いの対象となります。</p> <p>*2 就業不能の原因が告知対象外の病気やケガであったり、正しく告知していた場合であっても、保険金のお支払いの対象となることがあります。</p>

※「就業不能」とは、病気やケガの治療のための入院、または入院以外で医師等の治療を受けている（就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、骨髄採取手術を直接の目的として入院している）ことにより、加入依頼書等に記載の職業・職務に終日従事できない状態*1をいいます。

※「骨髄採取手術」とは、保険の対象となる方が、組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的として骨髄幹細胞を採取する手術をいいます。ただし、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。

*1 例えば、保険の対象となる方が医師の場合には全日休診、保険の対象となる方が会社員の場合には終日出社できない状態をいいます。したがって、半日でも職業・職務に従事した場合等は、終日従事できない状態とはいいません。

ゴルフの補償

【傷害補償】

国内外でのゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内でゴルフの練習、競技または指導*1中に「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方がケガ*2をした場合に保険金をお支払いします。

*1 ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。

*2 ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。

保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
傷害補償基本特約 ゴルフ中の傷害危険のみ補償特約	<p>死亡保険金</p> <p>事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合</p> <p>▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。</p> <p>※1事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。</p>	<p>・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ</p> <p>・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ</p> <p>・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ（その方が受け取るべき金額部分）</p> <p>・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ</p> <p>・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ</p> <p>・脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガ</p> <p>・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ</p> <p>・外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によって生じたケガ</p> <p>・自動車等の乗用具を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ</p> <p>・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの</p> <p>・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ</p> <p>・オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ</p> <p>・パターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツ</p>
	<p>後遺障害保険金</p> <p>事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合</p> <p>▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いたします。</p> <p>※1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。</p>	
	<p>入院保険金</p> <p>医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合</p> <p>▶入院保険金日額に入院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日を限度とします。</p> <p>※入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。</p>	
	<p>手術保険金</p> <p>治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1または先進医療*2に該当する所定の手術を受けた場合</p> <p>▶入院保険金日額の10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術1回に限りです。*3</p> <p>*1 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。</p> <p>*2 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限りです。）をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。）。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません（保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。）。</p> <p>*3 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。</p>	
<p>通院保険金</p> <p>医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に通院（往診を含みます。）された場合</p> <p>▶通院保険金日額に通院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、お支払いできません。また、支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日を限度とします。</p> <p>※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。</p> <p>※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位にギブス等*1を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含まれます。</p> <p>*1 ギブス・キャスト、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、副子・シーネ・スプリント固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびリローベストをいいます。</p>		

ゴルフの補償

【賠償責任に関する補償】

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
個人賠償責任補償特約 ゴルフ賠償責任補償特約	<p>国内外において以下のような事由により、保険の対象となる方が法律上の損害賠償責任を負う場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ゴルフ*1の練習、競技または指導*2中に他人（キャディを含みます。）にケガ等をさせたり、他人の財物を壊した場合 ■ゴルフ*1の練習、競技または指導*2中に、国内で受託した財物（受託品）*3を壊したり盗まれた場合 <p>▶1 事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。</p> <p>※国内での事故（訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。）に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。</p> <p>※東京海上日動との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合等には、相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>*1 ケイマンゴルフ、ターゲットバードゴルフまたはパターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツは含みません。</p> <p>*2 ゴルフ*1の練習、競技または指導に付随してゴルフ場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。</p> <p>*3 以下のものは受託品には含まれません。 自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、タブレット端末、モバイルWi-Fi-フィルター、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券、クレジットカード、設計書、帳簿、動物や植物等の生物、乗車券、航空券、通貨、貴金属、宝石、美術品、データやプログラム等の無体物、1個または1組で100万円を超える物</p> <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ご契約者または保険の対象となる方等の故意によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方が所有、使用または管理する財物*1の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・航空機、船舶、車両*2または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・以下のような事由により、その受託品について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 <ul style="list-style-type: none"> ■ 保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ■ 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使 ■ 受託品が通常有する性質や性能を欠いていること ■ 自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い ■ 受託品が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損 ■ 受託品に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ■ 受託品の電氣的または機械的事故 ■ 受託品の置き忘れまたは紛失*3 ■ 詐欺または横領 ■ 風、雨、雪、雹（ひょう）、砂塵（さじん）等の吹き込みや浸み込みまたは漏入 ■ 受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊 <p>等</p> <p>*1 受託品、ホテルまたは旅館等の宿泊が可能な施設および施設内の動産、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。</p> <p>*2 自転車やゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。</p> <p>*3 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。</p>

【財産に関する補償】

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
携行品特約 ゴルフ用品補償特約	<p>国内外において、ゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で、保険の対象となる方が所有するゴルフ用品に次の損害が生じた場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ ゴルフ用品の盗難（ただし、ゴルフボールの盗難については、他のゴルフ用品と同時に生じた場合に限り、） ■ ゴルフクラブの破損、曲損*1 <p>▶ 損害額（修理費）から免責金額（自己負担額）を差し引いた額を、保険期間を通じて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。ただし、損害額は時価額を限度とします。</p> <p>※ ゴルフ用品とは、ゴルフクラブ、ゴルフボール、ゴルフシューズ、ゴルフバッグ、ゴルフウェア等ゴルフ用に設計された物のほか、被服類ならびにそれらを収容するバッグ類をいいます。ただし、時計、宝石、貴金属、財布、ハンドバッグ等の携行品は含みません。</p> <p>※ 他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>※ 記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。</p> <p>※ 保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>*1 破損、曲損が生じたゴルフクラブの損害に限ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ご契約者、保険の対象となる方またはその同居の親族等の故意または重大な過失によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による損害 ・無免許運転や酒気帯び運転をしている間に生じた事故による損害 ・差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害 ・保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害 ・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い等による損害 ・保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損による損害 ・保険の対象に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ・電氣的または機械的事故に起因する損害 ・保険の対象の置き忘れまたは紛失*1に起因する損害 ・詐欺または横領に起因する損害 ・風、雨、雪、雹（ひょう）、砂塵（さじん）等の吹き込みや浸み込みまたは漏入により生じた損害 ・ゴルフボールのみの盗難による損害 <p>等</p> <p>*1 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。</p>

ゴルフの補償

【費用に関する補償】

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
ホールインワン・アルバトロス費用補償特約	<p>国内の9ホール以上を有するゴルフ場において他の競技者1名以上と同伴し、パー35以上の9ホールを正規にラウンドするゴルフのプレー中に、下記のいずれかのホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 下記①および②の両方が目撃したホールインワンまたはアルバトロス（公式競技の場合は、下記①または②のいずれかが目撃したホールインワンまたはアルバトロス） ① 同伴競技者 ② 同伴競技者以外の第三者*1 <p>■ 記録媒体に記録された映像等によりその達成を客観的に確認できるホールインワンまたはアルバトロス</p> <p>▶ 達成のお祝いとして実際にかかった費用等*2を、1回のホールインワンまたはアルバトロスについて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。</p> <p>※ 他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>※ 保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。</p> <p>※ 「ホールインワン・アルバトロス費用」は複数のご契約にご加入いただいても、その中で最も高い保険金額が複数のご契約を通算しての支払限度額となります。</p> <p>既に「ホールインワン・アルバトロス費用」を補償する他の保険契約にご加入いただいている場合には、補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>※ 保険金のご請求にあたっては、同伴競技者、同伴競技者以外の第三者*1およびゴルフ場の支配人等のそれぞれが署名もしくは記名捺印したホールインワンもしくはアルバトロス証明書または映像等のうち、東京海上日動が求めるすべてのものご提出が必要となります。</p> <p>*1 同伴キャディ、ゴルフ場の使用人や関連業者、公式競技の競技委員、先行・後続のパーティのプレイヤー等をいいます。ただし、同伴キャディ以外の者で、保険の対象となる方または同伴競技者のゴルフプレーに同行する、ゴルフプレーを行わない者は含みません。</p> <p>*2 慣習として負担する贈呈用記念品購入費用、祝賀会費用、ゴルフ場に対する記念植樹費用、同伴キャディに対する祝儀等が対象となります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保険の対象となる方がゴルフ場の経営者である場合、その保険の対象となる方が経営するゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス ・保険の対象となる方がゴルフ場の使用人である場合、その保険の対象となる方が実際に使用されているゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス ・ゴルフの競技または指導を職業としている方が達成したホールインワンまたはアルバトロス ・パターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツ <p>等</p>

このパンフレットは団体総合生活保険の概要をご紹介します。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

従来商品の補償の概要等

保険期間:1年

※P.35「交通事故傷害のみ補償プラン」については、販売停止となっております。ただし、従来からご加入いただいているお客様は、そのまま継続してご加入いただけますので、こちらをご参照ください。尚、他の補償については、当パンフレットの以下の該当ページをご参照ください。

P.23 【傷害補償（傷害補償基本特約+天災危険補償特約）】タイプ名：FHA5、KFA5、KKA5

P.25 【財産に関する補償（携行品特約）】タイプ名：FDH0、KDF0、KDK0

P.25 【費用に関する補償（ホールインワン・アルバトロス費用補償特約）】タイプ名：H0H、H0F

P.33 【ゴルフの補償（携行品特約+ゴルフ用品補償特約）】タイプ名：GFK1、GFK2、GFK3

P.34 【ゴルフの補償（ホールインワン・アルバトロス費用補償特約）】タイプ名：GFH5、GFH0

重要事項説明書〔契約概要・注意喚起情報のご説明〕 団体総合生活保険にご加入いただく皆様へ

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。
※ご家族を保険の対象となる方とする場合等、ご加入者と保険の対象となる方が異なる場合には、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。
※ご不明な点や疑問点がありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

【マークのご説明】 保険商品の内容を
ご理解いただくための事項 **ご加入に際してお客様にとって不利益になる事項等、
特にご注意いただきたい事項**

I ご加入前におけるご確認事項

1 商品の仕組み

この保険は、団体をご契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。ご契約者となる団体や基本となる補償、ご加入者のお申出により任意にご加入いただける特約等はパンフレット等に記載のとおりです。この保険は、ご加入者が団体の構成員等であることを加入条件としています。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲に該当しない方がご加入された場合、ご加入を取消しさせていただくことがあります。

2 基本となる補償および主な特約の概要等

基本となる補償の“保険金をお支払いする主な場合”、“保険金をお支払いしない主な場合”や主な特約の概要等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

3 補償の重複に関するご注意

以下の特約をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約 * 1 を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください * 2。

- 個人賠償責任補償特約 ●借家人賠償責任補償特約 ●携行品特約 ●住宅内生活用動産特約 ●ホールインワン・アルパトロス費用補償特約
- 救済者費用等補償特約 ●弁護士費用等補償特約（人格権侵害等） ●トラブル対策費用補償特約 ●葬祭費用補償特約（医療用・所得補償用）
- がん葬祭費用補償特約 ●育英費用補償特約 ●学業費用補償特約 ●疾病による学業費用補償特約 ●医療費用補償特約

- * 1 団体総合生活保険以外の保険契約にセットされる特約や東京海上日動以外の保険契約を含みます。
- * 2 1 契約のみにセットされる場合、将来、そのご契約を解約されたときや、同居から別居への変更等により保険の対象となる方が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

4 保険金額等の設定

この保険の保険金額 * 1 は、あらかじめ定められたタイプの中からお選びいただくこととなります。タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。保険金額等の設定は、高額療養費制度や労災保険制度等の公的保険制度を踏まえご検討ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ（<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>）等をご確認ください。

所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償、介護補償においては、保険期間の途中でご加入者からのお申出による保険金額 * 1 の増額等はできません。

【所得補償・団体長期障害所得補償】

所得補償基本特約、団体長期障害所得補償基本特約、介護と仕事の両立支援特約の保険金額 * 1 は、平均月間所得額 * 2 以下（平均月間所得額 * 2 の 85% 以下を目安）で設定してください（保険金額または支払基礎所得額が保険の対象となる方の平均月間所得額 * 2 を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんので、ご注意ください。）。

- * 1 団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額 * 3 × 約定給付率とします。
- * 2 直前12か月における保険の対象となる方の所得 * 4 の平均月額をいいます（ただし、所得補償で家事従事者特約をセットされる場合は、183,000円となります。）。
- * 3 保険金の算出の基礎となる加入依頼書等記載の額をいいます。定率型の場合は、原則として健康保険法上の標準報酬月額で設定します。
- * 4 所得補償の場合は、「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。団体長期障害所得補償の場合は、「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

5 保険期間および補償の開始・終了時期

ご加入の保険契約の保険期間および補償の開始・終了時期については、パンフレット等をご確認ください。保険の種類によっては、新規ご加入の場合、保険金のお支払対象とならない期間がありますので、詳しくはパンフレット等にてご確認ください。

6 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み

保険料はご加入いただくタイプ等によって決定されます。保険料については、パンフレット等をご確認ください。

(2) 保険料の払込方法

払込方法・払込回数については、パンフレット等をご確認ください。

(3) 保険料の一括払込みが必要な場合について

（※団体構成員またはそのご家族等から、ご加入者を募集する所定の団体契約で、保険料負担者がご加入者のご契約が対象となります。）
ご加入者が以下の事由に該当した場合、そのご加入者の残りの保険料を一括して払込みいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

- ①退職等により給与の支払いを受けられなくなった場合
- ②脱退や退職等により、その構成員でなくなった場合
- ③資本関係の変更により、お勤めの企業が親会社の系列会社でなくなった場合
- ④ご加入者の加入部分 * 1 に相当する保険料が、集金日の属する月の翌月末までに集金されなかった場合 等

※保険期間の開始後、保険料の払込み前に事故が発生した場合、その後、ご契約者を経て保険料を払込みいただく場合は保険金をお支払いします。
ただし、保険料を払込みいただけない場合には、ご加入者の加入部分 * 1 について、保険金をお支払いできず、お支払いした保険金を回収させていただくことや、ご加入者の加入部分 * 1 を解除することがありますのでご注意ください。

傷害補償（交通事故傷害危険のみ補償特約付帯）

タイプ名：**C1H C2H C1F C2F C1K C2K**

■「交通事故等」*1により、保険の対象となる方がケガ*2をした場合に保険金をお支払いします。

- *1 交通事故等とは以下のものをいいます。
 - 運行中の交通乗用具*3との衝突、接触等の交通事故
 - 運行中の交通乗用具*3に搭乗している間の事故
 - 乗客として駅の改札口に入ってから出るまでの駅構内における事故
 - 作業機械としてのみ使用されている工作用自動車との道路通行中の衝突、接触等の事故
 - 交通乗用具*3の火災による事故等
- *2 ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。
- *3 自転車、自動車、電車、バス、航空機、船舶等をいいます（身体障害者用の車いすも含みます。）。

保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
死亡保険金	事故の日からその日を含めて 1 8 0 日以内に 死亡された場合 ▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※1 事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。	・ 地震・噴火 またはこれらによる 津波 によって生じたケガ ・保険の対象となる方の 故意 または 重大な過失 によって生じたケガ ・保険金の受取人の 故意 または 重大な過失 によって生じたケガ（その方が受け取るべき金額部分） ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ ・ 無免許運転や酒気帯び運転 をしている場合に生じたケガ ・脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガ ・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ ・外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によって生じたケガ ・自動車等の乗用具を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの ・グライダー、飛行船、超軽量動力機、ジャイロプレーン等に搭乗している間に生じた事故によって被ったケガ ・職務として荷物等の積み込み作業、積卸し作業または整理作業をしている間のその作業によるケガ ・職務として交通乗用具の修理、点検、整備、清掃をしている間のその作業によるケガ ・極めて異常かつ危険な方法で交通乗用具に搭乗している間のケガ
後遺障害保険金	事故の日からその日を含めて 1 8 0 日以内に 身体に後遺障害が生じた場合 ▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の 4 % ~ 1 0 0 % をお支払いします。 ※1 事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	等
入院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて 1 8 0 日以内に 入院された場合 ▶入院保険金日額に入院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて 1 8 0 日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「入院した日数」は、1 事故について 1 8 0 日を限度とします。 ※入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。	等
手術保険金	治療を目的として、 公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1または先進医療*2に該当する所定の手術を受けられた場合 ▶入院保険金日額の 1 0 倍（入院中の手術）または 5 倍（入院中以外の手術）の額をお支払いします。ただし、1 事故について事故の日からその日を含めて 1 8 0 日以内に受けた手術 1 回に限りです。*3 *1 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。 *2 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限りです。）をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。）。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません（保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。）。 *3 1 事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の 1 0 倍の額のみお支払いします。	等
通院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて 1 8 0 日以内に 通院（往診を含みます。）された場合 ▶通院保険金日額に通院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて 1 8 0 日を経過した後の通院に対しては、お支払いできません。また、支払対象となる「通院した日数」は、1 事故について 9 0 日を限度とします。 ※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。 ※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位にギプス等*1を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含まれます。 *1 ギプス・キャスト、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子・シーネ・スプリント固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハローベストをいいます。	等

※所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償、介護補償が解除となった後、新たにご加入される場合には、新たなご加入について、保険の対象となる方の健康状態等によりお引受けをお断りさせていただくことがあります。その他ご注意ください内容につきましては、「Ⅱ-1告知義務」をご確認ください。

*1 ご加入者によってご加入された、すべての保険の対象となる方およびすべての補償をいいます（例えば、加入内容変更による変更保険料を払込みいただけない場合、変更保険料を払込みいただけない補償だけでなく、ご加入されているすべての保険の対象となる方およびすべての補償が対象となります。）。

7 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

Ⅱ ご加入時におけるご注意事項

1 告知義務

加入依頼書等に★や☆のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）ですので、正確に記載してください（東京海上日動の代理店には、告知受領権があります。）
。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※告知事項かつ通知事項には☆のマークが付されています。通知事項については「Ⅲ-1 通知義務等」をご参照ください。

なお、告知事項は、お引受けする補償ごとにより、お引受けする補償によっては、★や☆のマークが付された事項が告知事項にあたらな場合もあります。お引受けする補償ごとの告知事項は下表をご確認ください（項目名は補償によって異なることがあります。）
。また、ご加入後に加入内容変更として下表の補償を追加する場合も同様に、変更時点での下表の事項が告知事項となります。

【告知事項・通知事項一覧】

	★：告知事項　☆：告知事項かつ通知事項					
基本補償・特約						
項目名	傷害補償	所得補償	団体長期障害所得補償	医療補償 がん補償	介護補償	個人賠償責任 借家人賠償責任 携行品 住宅内生活用動産 救護者費用等 弁護士費用等 トラブル対策費用
生年月日	★*1	★	★	★	★	★*2
性別	－	－	★	★	★*3	－
職業・職務*4	☆*5	☆	－	－	－	－
健康状態告知*6	－	★	★	★	★	－

※すべての補償について「他の保険契約等*7」を締結されている場合は、その内容についても告知事項（★）となります。また、医療費用補償特約（こども傷害補償）をセットされる場合には、「公的医療保険制度」についても告知事項かつ通知事項（☆）となります。

- *1 こども傷害補償の場合のみ、告知事項となります。
- *2 こども傷害補償にご加入される場合のみ、告知事項となります。
- *3 年金払介護補償特約をセットされる場合のみ、告知事項となります。
- *4 新たに職業に就いた場合や就いていた職業をやめた場合を含みます。
- *5 交通事故傷害危険のみ補償特約、ゴルフ中の傷害危険のみ補償特約をセットされる場合には、告知事項・通知事項とはなりません。
- *6 新たにご加入される場合、または更新にあり補償内容をアップされる場合のみとなります。
- *7 この保険以外にご契約されている、この保険と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約をいいます。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、東京海上日動にて保険のお引受けができないときがあります。

【所得補償・団体長期障害所得補償・医療補償・がん補償・介護補償の「告知」（健康状態告知書）】

①告知義務について

保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い方や危険な職業に従事している方等が他の方と同じ条件でご加入されると、保険料負担の公平性が保たれません。このため、ご加入にあたっては、必ず保険の対象となる方ご自身が、過去の病気やケガ、現在の健康状態、身体障害の状態等について「健康状態告知書」で東京海上日動がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にめれなくご回答ください。
なお、介護補償にご加入される場合または介護補償を追加される場合で、団体構成員のご家族（団体構成員の配偶者*8、子供、両親、兄弟及び団体構成員と同居の親族）を保険の対象となる方とするときには、介護補償の健康状態告知に関して、保険の対象となる方からのご依頼を受けた団体構成員が保険の対象となる方の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただけます。その場合は、健康状態告知を行った方がご署名ください。

- *8 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なるない程度の実質を備える状態にある方を含みます（以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚姻とは異なります。）
 - a. 婚姻意思*9を有すること
 - b. 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること
- *9 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

②過去に病気やケガをされたことがある方等への引受対応について

東京海上日動では、ご加入者間の公平性を保つため、お客様のお身体の状態に応じた引受対応を行うことがあります。過去に病気やケガをされたことがある場合等にはお引受けできないことがあります。

③告知が事実と相違する場合

告知していただく事柄は、告知書に記載してあります。もし、これらについて、その事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日*10から1年以内であれば、東京海上日動は「告知義務違反」としてご加入を解除することがあります*11。
●責任開始日*10から1年を経過していても、保険金の支払事由が1年以内に発生していた場合には、ご加入を解除することがあります。
●ご加入を解除した場合には、たとえ保険金をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません*12（ただし、「保険金の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金をお支払いすることがあります。）
*10 ご加入を更新されている場合は、告知されなかったり、事実と違うことを告知されたご契約の支払責任の開始日をいいます。
*11 更新時に補償内容をアップされた場合は、補償内容をアップされた部分を解除することがあります。
*12 更新時に補償内容をアップされた部分を解除した場合は、補償内容をアップされた部分については保険金をお支払いすることはできません。

<前記以外で、保険金をお支払いできない場合>

前記のご加入を解除させていただく場合以外にも、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消し等を理由として、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる1年経過後にもご加入を取消し等させていただくことがあります。

（例）「現在の医療水準では治ゆが困難な病気・症状について故意に告知されなかった場合」等

④告知内容の確認について

ご加入後、または保険金のご請求等の際、告知内容についてご確認させていただく場合があります。

2 クーリングオフ

ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。

3 保険金受取人

【傷害補償】

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合*1は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください（指定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払いします。）
。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。
死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、保険の対象となる方ご家族等に対し、この保険へのご加入についてご説明くださいますようお願いいたします。
死亡保険金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが、《お問い合わせ先》までお申出ください。
*1 家族型補償（本人型以外）の場合、保険の対象となる方ご本人以外の保険の対象となる方について、死亡保険金受取人を特定の方に指定することはできません。

【がん補償】

保険金受取人を特定の方に指定する場合*2は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください（原則として親族の中から、1名を選択してください。指定がない場合、保険金は保険の対象となる方にお支払いします。）
。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。
*2 家族型補償（本人型以外）の場合、配偶者およびお子様は保険金受取人を特定の方に指定することはできません（保険金受取人はその保険の対象となる方ご自身となります。）
。

4 現在のご加入の解約・減額を前提とした新たなご契約のご注意

現在のご加入を解約、減額等をするを前提に、新たな保険契約へのご加入をご検討される場合は、特に以下の点にご注意ください。

- ・補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険料については、団体契約の始期日時点の保険の対象となる方の年齢により計算されます。
- ・新たにご加入の保険契約の保険料の計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が、解約・減額される契約と異なることがあります。
- ・保険の対象となる方の健康状態等により、お引受けをお断りする場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約に対しても告知義務がありますので、告知義務違反による解除や詐欺による取消しが適用される場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険始期前に被った傷病に対しては、保険金が支払われない場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険始期日と責任開始日が異なることがあります。この場合、現在のご加入を解約すると補償のない期間が発生することがあります。

Ⅲ ご加入後におけるご注意事項

1 通知義務等

【告知事項】

加入依頼書等に☆のマークが付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合には、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。
なお、通知事項はお引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、☆のマークが付された事項が通知事項にあたらな場合もあります。お引受けする補償ごとの通知事項は、「Ⅱ-1 告知義務 [告知事項・通知事項一覧]」をご参照ください。

【その他ご連絡いただきたい事項】

- すべての補償共通
ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。
- 所得補償、団体長期障害所得補償
保険期間の途中において保険の対象となる方の平均月間所得額*1がご加入時の額より減少した場合には、《お問い合わせ先》までご連絡のうえ、所得補償の場合は保険金額、団体長期障害所得補償の場合は支払基礎所得額の見直しについてご相談ください。
*1 直前12か月における保険の対象となる方の所得*2の平均月額をいいます（ただし、所得補償で家事従事者特約をセットされる場合は、183,000円となります。）
*2 所得補償の場合は、「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与と所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。団体長期障害所得補償の場合は、「業務に従事することによって得られる給与と所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。
- 借家人賠償責任
保険の対象となる方の住所を変更する場合には、あらかじめ《お問い合わせ先》までご連絡ください。

【ご加入後の変更】

ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までには補償を継続することが可能なケースがありますので、《お問い合わせ先》までご連絡ください。ご加入内容変更をいただいてから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、《お問い合わせ先》の担当者に、その旨をお伝えくださいますようお願いいたします。

2 解約されるとき

ご加入を解約される場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

- ・ご加入内容および解約の条件によっては、東京海上日動所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求*1することがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。
- ・返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間*2に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。
- ・満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。

- *1 解約日以降に請求することがあります。
- *2 始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。

3 保険の対象となる方からのお申出による解約

傷害補償・所得補償・団体長期障害所得補償・医療補償・がん補償・介護補償においては、保険の対象となる方からのお申出により、その保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、《お問い合わせ先》までご連絡ください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願いいたします。

4 満期を迎えるとき

【保険期間終了後、補償の更新を制限させていただく場合】

- 所得補償
就業不能の原因となった病気、保険金請求状況等によっては、次回以降の補償の更新をお断りすることがあります。
- 上記以外の補償共通
保険金請求状況や年齢等によっては、次回以降の補償の更新をお断りさせていただくことや、引受条件を制限させていただくことがあります。
- 東京海上日動が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。この結果、更新後の補償内容等が変更されることや更新できないことがあります。



【更新後契約の保険料】

保険料は、補償ごとに、更新日現在の年齢および保険料率等によって計算します。したがって、その補償の更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。

【補償対象外となる病気・症状を設定してお引受けしている場合】

所得補償・団体長期障害所得補償・医療補償において、更新前契約に補償対象外となる病気・症状が設定されている場合であっても、更新にあたり新たに「健康状態告知書」のすべての質問事項について告知いただくことで、補償対象外となる病気・症状を設定しない加入内容に変更できる場合があります。ただし、新たにいただいた告知の内容により、お引受けをお断りさせていただくことがありますので、ご注意ください。

【更新後契約の補償内容を拡充する場合】

所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償、介護補償において、更新時に保険の対象となる方の追加や保険金額＊1の高いタイプへの変更、口数の増加等、補償内容をアップする場合には、再度告知が必要となります。正しく告知をいただけない場合には、補償内容をアップされた部分を解除することがあります。ご加入を解除する場合、補償内容をアップされた部分については保険金をお支払いできないことがあります。
＊1 団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額×約定給付率とします。

【保険金請求忘れのご確認】

ご加入を更新いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、《お問い合わせ先》まですぐにご連絡ください。なお、パンフレット等記載の内容は本年度の契約更新後の補償内容です。更新前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

【更新加入依頼書等記載の内容】

更新加入依頼書等に記載しているご加入者（団体の構成員）の氏名（ふりがな）、社員コード、所属等についてご確認いただき、変更があれば訂正いただきますようお願いいたします。また、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、変更がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

【ご加入内容を変更されている場合】

ご加入内容を変更されている場合、お手元の更新加入依頼書等には反映されていない可能性があります。なお、自動更新される場合は、ご契約はこの更新加入依頼書等記載の内容にかかわらず、満期日時点のご加入内容にて更新されます。

IV その他ご留意いただきたいこと

1 個人情報の取扱い

- 保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。
 - ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
 - ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
 - ③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
 - ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること
 - ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
 - ⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等（過去の情報を含みます。）をご契約者およびご加入者に対して提供すること
詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp)および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。
- 損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。

2 ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

- 傷害補償で、ご加入者以外の方を保険の対象となる方とすご加入について、死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合、その保険の対象となる方の同意を得なかったときは、ご加入は無効になります。
- がん補償について、以下に該当する事由がある場合、ご加入は無効になります。
 - ①この保険が継続されてきた最初のご加入（初年度契約といいます。）の保険始期前に、保険の対象となる方ががんと診断確定されていた場合
 - ②保険金受取人を保険の対象となる方以外の方に指定する場合において、その保険の対象となる方の同意を得なかったとき（その保険の対象となる方を保険金受取人にする場合は除きます。）
- ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、東京海上日動はご加入を解除することができます。
- その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

3 ご加入手続き等の猶予に関する特別措置について

自然災害や感染症拡大の影響によりご加入手続き等を行うことが困難な場合に、「更新契約のご加入手続き」および「保険料相当額の払込み」に関して一定の猶予期間を設ける特別措置をご利用いただける場合があります。

※ご利用いただける特別措置の詳細につきましては、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

4 保険会社破綻時の取扱い等

- 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- 引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、補償内容ごとに下表のとおりとなります。

補償内容	保険期間	経営破綻した場合等のお取扱い
傷害補償、賠償責任に関する補償、財産に関する補償、費用に関する補償	1年以内	原則として80％（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100％）まで補償されます。
	1年超	原則として90％まで補償されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には、90％を下回ることがあります。
所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償、介護補償		

5 その他ご加入に関するご注意事項

- 東京海上日動の代理店は東京海上日動との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、東京海上日動の代理店と有効に成立したご契約については東京海上日動と直接締結されたものとなります。



- 加入者票はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向どおりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票が到着するまでの間、パンフレットおよび加入依頼書控等、ご加入内容がわかるものを保管いただけますようお願いいたします。ご不明な点がございましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。なお、パンフレット等にはご加入上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読のうえ、加入者票とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。
- ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社については、<共同保険引受保険会社について>をご確認ください。

6 事故が起こったとき

- 事故が発生した場合には、直ちに（介護補償については遅滞なく、所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償等については30日以内に）《お問い合わせ先》までご連絡ください。
- 賠償責任に関する補償において、賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず東京海上日動とご相談いただきながらご対応ください。
- 保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。
 - ・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類
 - ・東京海上日動の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等（からだに関する補償においては、東京海上日動の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求める場合があります。)
 - ・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、東京海上日動が支払うべき保険金の額を算出するための書類
 - ・高額療養費制度による給付額が確認できる書類
 - ・附加給付の支給額が確認できる書類
 - ・東京海上日動が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
 - ・公的介護保険制度の要介護認定等を証明する書類（介護補償（年金払介護）においては、それぞれの保険金支払基準日において有効な書類とします。）
- 保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がいらない場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者＊1または3親等内のご親族（あわせて「ご家族」といいます。）のうち東京海上日動所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。
 - ＊1 法律上の配偶者に限ります。
- 保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金のご請求をされる場合は、以下の点についてご了承ください。
 - ・保険金をお支払いした場合、保険の対象となる方には原則その旨のご連絡はいたしません。が、保険金のお支払後に、保険の対象となる方（またはご加入者）からご加入内容についてご照会があったときは、保険金をお支払いした旨回答せざるを得ないことがあります。このため、保険の対象となる方（またはご加入者）に傷病名等を察知される可能性があります。
 - ・保険金のご請求があったことを保険の対象となる方（またはご加入者）が知る可能性がある具体的事例は以下のとおりです。
 1. 保険の対象となる方（またはご加入者）が東京海上日動にご加入内容をご照会された場合
 2. 特約の失効により、ご加入者が保険料の減額を知った場合
 3. ご加入者をご加入内容の変更手続きを行う場合
本内容については、ご家族の皆様にご説明ください。
- 保険金請求権には時効（3年）がありますのでご注意ください。
- 損害が生じたことにより保険の対象となる方等が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、東京海上日動がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権の全部または一部は東京海上日動に移転します。
- 賠償責任に関する補償において、保険の対象となる方が賠償責任保険金等をご請求できるのは、費用保険金を除き、以下の場合に限られます。
 1. 保険の対象となる方が相手方に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
 2. 相手方が保険の対象となる方への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
 3. 保険の対象となる方の指図に基づき、東京海上日動から相手方に対して直接、保険金を支払う場合

事故受付センター（東京海上日動安心110番）のご連絡先は、後記をご参照ください。

<p>東京海上日動火災保険株式会社</p> <p>保険の内容に関するご意見・ご相談等はパンフレット等記載の《お問い合わせ先》にて承ります。</p>	
<p>一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター（指定紛争解決機関）</p> <p>東京海上日動火災保険（株）は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。東京海上日動火災保険（株）との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。（https://www.sonpo.or.jp/）</p>	
<p>0570-022808</p> <p>IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。受付時間：平日 午前9時15分～午後5時（土日祝・年末・年始はお休みとさせていただきます。）</p>	

<共同保険引受保険会社について>

引受保険会社	引受割合	引受保険会社	引受割合

本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、「団体総合生活保険 普通保険約款および特約」に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、東京海上日動のホームページでご参照ください（ご契約により内容が異なっていたり、ホームページに保険約款を掲載していない商品もあります。）。ご不明点等がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

インターネット等によりお手続きされる場合は、加入依頼書等へ記載することにかえて、画面上に入力してください。また、本説明書中の「健康状態告知書」は「健康状態の告知の画面」と読み替えてください。

<p>東京海上日動のホームページのご案内 www.tokiomarine-nichido.co.jp</p>	<p>事故受付センター （東京海上日動安心110番）</p>	<p>0120-720-110</p> <p>受付時間：24時間365日</p>
--	--	---

ご加入内容確認事項(意向確認事項)

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

1. 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書等でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご確認ください。

- 保険金をお支払いする主な場合
- 保険期間
- 保険の対象となる方
- 保険金額、免責金額（自己負担額）
- 保険料・保険料払込方法

2. 加入依頼書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入依頼書等を訂正してください。また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

確認事項	傷害補償	所得補償	医療補償	がん補償	介護補償	左記以外の補償
<input type="checkbox"/> 加入依頼書等の「生年月日」または「満年齢」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか？	—	○	○	○	○	—
<input type="checkbox"/> 加入依頼書等の「職業・職務」欄、「職種級別」欄は正しくご記入いただいていますか？ ※各区分（AまたはB）に該当する職業例は下記のとおりです。 ○ 職種級別 A に該当する方： 「事務従事者」、「販売従事者」等、下記の職種級別 B に該当しない方 ○ 職種級別 B に該当する方： 「自動車運転者」、「建設作業員」、「農林業作業員」、「漁業作業員」、「採鉱・採石作業員」、「木・竹・草・つる製品製造作業員」（以上、6 職種） ※交通事故傷害危険のみ補償特約、ゴルフ中の傷害危険のみ補償特約をセットされる場合には、確認不要です。	○	—	—	—	—	
<input type="checkbox"/> 加入依頼書等の「職業・職務」欄は正しくご記入いただいていますか？	—	○	—	—	—	—
<input type="checkbox"/> 保険金額は、平均月間所得額*1以下となっていますか？（平均月間所得額*1を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんので、ご注意ください。） なお、保険金額の設定方法やお引受けできる限度額についてはパンフレット等をご確認ください。 *1 「平均月間所得額」とは、加入申込み直前 1 2 か月における保険の対象となる方の所得の平均月額をいいます。	—	○	—	—	—	—
●『健康状態告知が必要な場合のみ』ご確認ください。 <input type="checkbox"/> 保険の対象となる方が「健康状態告知」欄に正しく告知いただいていますか？ *2 介護補償については、保険の対象となる方からのご依頼を受けた団体構成員が保険の対象となる方の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただくことも可能です。	—	○	○	○	○*2	—
<input type="checkbox"/> 加入依頼書等の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか？	○	○	○	○	○	○

3. 重要事項説明書の内容についてご確認いただけましたか？

特に「保険金をお支払いしない主な場合」、「告知義務・通知義務等」、「補償の重複に関するご注意*1」についてご確認ください。

*1 例えば、個人賠償責任補償特約をご契約される場合で、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。

※インターネット等によりお手続きされる場合は、本確認事項中の「記入」を「入力」と読み替えてください。

ご請求手続きに関するご案内(傷害補償)

必要書類および保険金お支払い手続きの一般的な流れにつきましてご案内いたします。

● 傷害補償のご請求に必要な書類につきましてご案内いたします。医療補償のご請求につきましては、診断書が必要となる場合が異なりますので、個別に取扱い代理店、東京海上日動火災保険までご連絡ください。

書類名	お取りそえていただく書類の説明
保険金請求書	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険金請求者は、ご本人様(おケガをされた方)となります。保険金請求者ご自身にてご記入・ご捺印(認印で可)ください。 ● ご本人様が未成年の場合は親権者が保険金請求者となります。
診断書または入院/通院(*)期間が確認できる書類 例:領収書・退院証明書等(コピー可) (*) 傷害補償の通院保険金をご請求される場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 以下の①～②に該当する場合は、お医者様に保険会社所定の診断書をご記入頂いた上で、ご返送ください。(診断書料は保険金お支払の対象となりませんので、予めご了承ください。) ① 入院保険金以外のご請求の場合(手術保険金等のご請求がある場合) ② おケガでご請求保険金が30万円を超える場合 ● 上記のいずれにも該当しない場合は、保険金請求書の治療期間欄ご記入の上、入院期間のわかる書類(医療機関の領収証等・コピー可)を添付ください。 ● 保険会社所定と異なる診断書をすでにお取付済みの場合にはそのコピーで受付させて頂くことも可能です。ただし、保険会社が必要と判断する事項に関して記載がない場合には、改めて所定の診断書をご提出頂くか、もしくは保険会社にて医療機関に必要事項を確認させて頂くことがございますので予めご承知おきください。
医療照会同意書	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険会社が医療機関に照会する場合に必要となりますので、同封の記入例を参考に、ご記入及びご本人様ご自身(未成年の場合は親権者)のご署名・ご捺印(認印で可)をお願いします。 ● 医療機関、診療科目ごとに必要となり、同意書のご提出を追加でお願いする場合がございますので、予めご承知おきください。

もし事故が起きた時は

まずは募集パンフレット裏表紙記載の取扱い代理店または引受保険会社の東京海上日動火災保険までご連絡ください。今後のお手続き内容や必要書類などをご案内申し上げます。(その後のお手続きの概要は下記の通りとなります。)

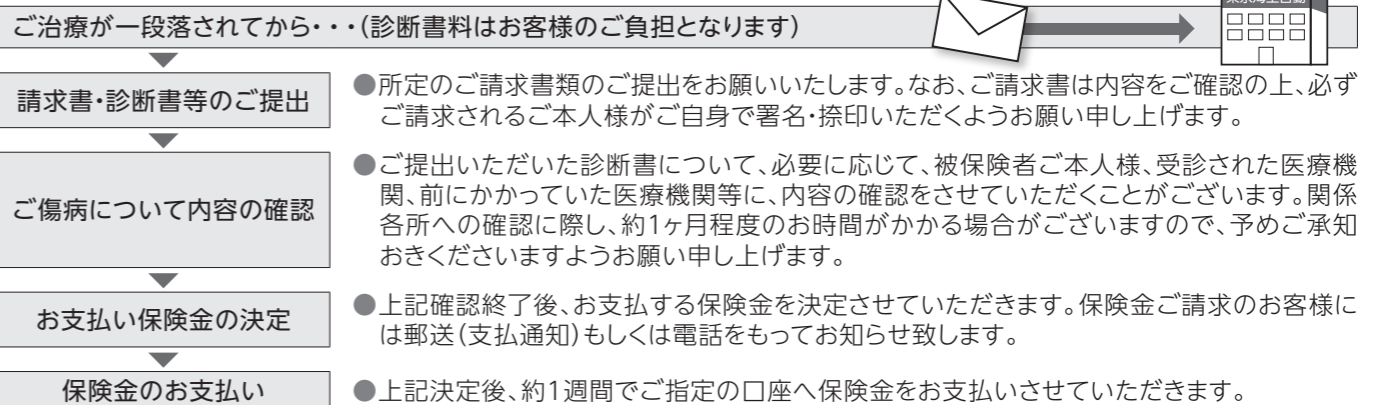
ご自身の加入者票のQRコードを読み込み後、「利用規約の確認」へ遷移

おけが・ご病気の連絡はスマートフォンでこちらから

ご加入者専用のサイトで保険金請求の受付ができます。(おけが・ご病気以外の請求につきましては代理店または東京海上日動火災保険までご連絡ください。)

QRコード以外の入り口(URL): csc.tmnf.jp/csfm (6:00-24:00 年末年始のみ8:00-22:00)

※上記QRコードからアクセス、メール送信いただいた場合は証券番号入力が必要です。ご自身の団体保険加入者票に印刷されたQRコードからアクセスいただく、証券番号の入力が省略できます。



お支払い手続きに際して、代理店または保険会社担当者よりお客様へお問い合わせのご連絡をさせていただくこともございます。保険金請求書の日中連絡先(tel)欄には、日中ご連絡させていただいて差し支えないご連絡先をご記入ください。

ご確認をお願いいたします。

お客様が他の保険にもご加入されている場合には、別途お支払いが可能な保険契約が含まれている可能性がありますので、ご家族の方や会社でご加入されている保険など、他の保険証券や加入者証等をご確認ください。(ご不明な点は、代理店担当者または他のご契約の取扱代理店に、ご照会ください)

自動車保険(団体扱)

火災保険(団体扱)

“団体扱割引率”

20% *1

あなたの自動車保険、
もったいないことになっていませんか？

【ご契約例】 エクリプスクロス
無事故割引120等級 (割引63%の一般契約) 三菱商事グループの団体扱契約
保険料 年間87,840円 (月々7,320円) → 年間66,840円 (月々5,570円)

*1 2023年1月1日～2023年12月31日までの始期契約に適用。団体扱割引率は団体の損害率等により毎年見直されます。

“大口団体扱割引率”

10% *2

あなたの火災保険、
こんなことになっていませんか？

*2 2023年11月1日～2024年10月31日までの始期契約に適用。大口団体扱割引率は団体の契約件数により毎年見直されます。大口団体扱割引は地震保険には適用されません。

三菱商事グループ団体扱でご契約いただくだけで
月間1,750円(年間21,000円)保険料が割安!

自動車保険(団体扱)のメリット

- ◆ 保険会社ごとの割増引(無事故による割増引)最大63%割引適用後、さらに一般でご加入の場合より**保険料が約22%割安**
団体扱割引率20%の適用に加え、一時払・分割払とも一般契約よりさらに約5%割安
- ◆ 現在ご契約の**ノンフリート等級も継承可能**
一部の共済を除き、現在のご契約の無事故による割増引は継承されます。



- ◆ **ご家族のお車もご契約可能**
契約者が三菱商事グループの従業員本人であれば、ご家族の車にも割引が適用可能
- ◆ **2台以上のご契約なら保険料が更に割引**(お見積りの際にご相談ください)
上記の割引に加えさらに割引の適用が可能(2台:3%、3～5台:4%、6～9台:6%)
「別居の扶養親族」が記名被保険者となるお車は、「団体扱」の対象ですが、「団体扱ミニフリート」の対象外となります。

お見積り・ご相談はインターネットかららくらく!

bit.ly/mcic-car_insurance

MCIC 自動車

スマホでも
お見積り
依頼可能!



お見積り方法は3種類!
ご希望の方法をお選びください!

クイックお見積り!

じっくりお見積り!

お任せお見積り!

ご確認ください

- ◆ マイホームの購入時にローンと一緒に買った長期の火災保険の**更新を忘れて**いるかもしれない…
- ◆ 保険の対象は建物だけで、**家財を補償対象に**していないかもしれない…
- ◆ **地震による損害**が補償の対象になっていないかもしれない…
- ◆ **台風による損害の仮修理費用**が補償の対象になっていないかもしれない…
- ◆ 近年増加傾向にある**水災による損害**が補償の対象になっていないかもしれない…
- ◆ 古い火災保険に入っており、**損害が発生した際の修理費用が満額補償されない保険金支払方式**になっているかもしれない…



お見積り・ご相談は
インターネットかららくらく!

bit.ly/mcic-fire_insurance

MCIC 火災

スマホでも
お見積り
依頼可能!



*ご契約の際は必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。団体扱の対象となる方の範囲(契約者、被保険者)や団体扱特約失効時の取扱い、ご不明な点等につきましては取扱代理店、引受保険会社までお問い合わせください。

トータルアシスト自動車保険(総合自動車保険)

【ご契約条件】保険期間:1年間、ノンフリート等級:20等級(割引63%)、事故有係数適用期間:0年、お車の用途・車種:自家用普通乗用車、車名:エクリプスクロス、型式:GL3W(料率クラス 車両10・対人9・対物8・傷害7)、初度登録年月:令和4年10月、新車割引有、ASV割引有、Eco割引、お車の使用目的:日常・レジャー使用、年齢条件:35歳以上補償(記名被保険者年齢区分:50歳以上60歳未満)、記名被保険者の免許証の種類(色):ブルー、対人賠償責任保険:無制限、対物賠償責任保険:無制限、人身傷害保険:7,000万円、傷害一時費用不担特約、車両保険:450万円(一般条件、免責金額1回目0万円、2回目以降10万円)、車両新価保険特約(協定新価保険金額:450万円)、弁護士費用等補償特約(自動車)、運転者本人・配偶者限定特約(2023年4月1日現在)

【団体扱自動車保険・火災保険の引受保険会社】



東京海上日動火災保険株式会社

総合営業第一部 MC室
〒100-8107 東京都千代田区大手町一丁目5番1号
大手町ファーストスクエアEAST11階
TEL:03-3285-1842

Aflac アフラック医療保険 新登場!

⚠ 医療保険EVER Primeは2023年9月18日に販売停止となっております。

団体が設置されている企業(三菱商事株式会社様など)にお勤めの方は、**割安な団体扱保険料率**でご加入いただけます。※詳細は代理店までお問い合わせください。

シンプルな基本保障。
だから、保険料もお手頃。

NEW!
手軽に備える医療保険
EVER
シンプル

商品の詳細は「契約概要」等をご確認ください。

● 契約年齢:0歳~満85歳まで
一部の特約は契約年齢が異なります。
詳しくは募集代理店までお問い合わせください。

3つのおすすめポイント

ポイント1 病気・ケガを一生保障*1します!
ニーズに応じて特約・特則を付加して
保障を強化することができます。

ポイント2 高額療養費制度の自己負担限度額を
踏まえた保障や、入院・通院時の
諸経費の保障を備えることができます。

ポイント3 三大疾病*2で所定の状態になった場合
以後の保険料はいただきません。
(三大疾病保険料払込免除特約)を付加した場合)

さらに 健康や医療・介護に関する相談、
病気やケガをしたときの
不安や悩みなどを幅広くサポートします。

〈ご契約後のサービス〉ダックの医療相談サポート

※このサービスは、(株)メディカルノート、(株)ウェルネス医療情報センター、(株)法研、(株)保健同人フロンティアが提供するサービスです。アフラックの提供する保険またはサービスではありません。

*1 一部の特約を除きます。
*2 三大疾病:がん(悪性新生物)・心疾患・脳血管疾患

●医療保険 EVERシンプル 基本プラン

		保険期間		
月額保障 治療費	治療給付金	病気・ケガによって、 つぎのいずれかに該当したとき 入院 4か月型*3 入院をしたとき 入院中の手術 月数無制限 入院中に手術を受けたとき 放射線治療 月数無制限 放射線治療を受けたとき 外来手術 月数無制限 外来によって手術を受けたとき	いずれかに該当した月ごとに1回 69歳以下の方向け 10万円 70歳以上の方向け 6万円 外来手術のみに該当した月の場合 2.5万円	終身
	日額保障 諸経費	疾病入院給付金 災害入院給付金	病気・ケガによって入院をしたとき 1日につき 5,000円	終身
	通院給付金	入院・手術・放射線治療の前後に、 病気・ケガの治療を目的とする 通院をしたとき 1日につき 5,000円		終身

*3 支払事由のうち、入院のみに該当した月は、1回の入院についての治療給付金をお支払いする月数に限度(4か月)があります。治療給付金の支払限度の型は1か月型をお選びいただくこともできます。※ご希望により、記載以外の金額を設定することもできます。

プラス 特約を付加することで、保障を強化

先進医療に備える	総合先進医療特約	先進医療給付金	1回につき	先進医療にかかる技術料のうち、 自己負担額と同額(通算2,000万円まで)	更10 新年
女性の方にオススメ!	女性疾病入院特約	女性疾病入院給付金	1日につき	5,000円	終身
三大疾病*2に備える	三大疾病保険料払込免除特約	上皮内新生物保障特別付き		以後の保険料のお払込みは不要 保障は継続します 上皮内新生物も保障	
ケガに備える*4	ケガの特約				
女性特有の病気の手術に備える*5	女性特定手術特約				

*4 〈ケガの特約〉は0歳~満68歳まで *5 〈女性特定手術特約〉は満15歳~満70歳まで

月払保険料【個別取扱】

単位:円

左記プラン 定額タイプ 治療給付金額10万円
治療給付金の支払限度の型:4か月型 保険料払込期間:終身

満年齢(歳)	三大疾病で免除事由に該当したとき			
	保険料の払込みが継続するコース 三大疾病保険料払込免除特約付き		保険料の払込みが不要になるコース 三大疾病保険料払込免除特約あり 上皮内新生物保障特別付き	
	男性	女性	男性	女性
0	1,744	1,859	1,872	2,027
5	1,829	1,948	1,992	2,178
10	1,950	2,088	2,155	2,378
15	2,101	2,311	2,367	2,707
20	2,269	2,573	2,597	3,091
21	2,300	2,638	2,659	3,177
22	2,337	2,703	2,706	3,280
23	2,383	2,772	2,768	3,372
24	2,430	2,838	2,836	3,470
25	2,477	2,909	2,903	3,564
26	2,534	2,970	2,970	3,657
27	2,580	3,031	3,048	3,750
28	2,642	3,091	3,146	3,837
29	2,704	3,140	3,234	3,929
30	2,761	3,193	3,332	3,998
31	2,843	3,234	3,465	4,081
32	2,920	3,264	3,588	4,147
33	3,008	3,297	3,730	4,215
34	3,090	3,324	3,864	4,267
35	3,192	3,353	4,027	4,326
36	3,289	3,391	4,171	4,378
37	3,396	3,438	4,345	4,444
38	3,499	3,478	4,523	4,503
39	3,601	3,528	4,707	4,574
40	3,718	3,569	4,901	4,632
41	3,874	3,650	5,151	4,764
42	4,027	3,735	5,435	4,896
43	4,199	3,840	5,714	5,047
44	4,377	3,972	6,029	5,250
45	4,554	4,114	6,329	5,438
46	4,757	4,261	6,694	5,680
47	4,975	4,438	7,075	5,933
48	5,187	4,610	7,484	6,186
49	5,415	4,802	7,905	6,469
50	5,658	4,989	8,351	6,742
51	6,227	5,451	9,274	7,356
52	6,810	5,924	10,257	7,990
53	7,439	6,416	11,315	8,669
54	8,078	6,934	12,424	9,367
55	8,752	7,481	13,622	10,106
56	9,461	8,034	14,891	10,896
57	10,199	8,621	16,255	11,725
58	10,988	9,249	17,714	12,590
59	11,812	9,892	19,264	13,525
60	12,671	10,574	20,923	14,514
61	13,039	10,897	21,803	15,044
62	13,407	11,245	22,743	15,630
63	13,825	11,633	23,757	16,240
64	14,258	12,025	24,811	16,905
65	14,732	12,463	25,926	17,600
66	15,231	12,925	27,116	18,350
67	15,774	13,418	28,377	19,170
68	16,353	13,955	29,732	20,033
69	16,977	14,532	31,168	20,987
70	17,650	15,158	32,687	21,986
71	18,176	15,612	33,719	22,720
72	18,721	16,086	34,759	23,483
73	19,310	16,608	35,818	24,305
74	19,909	17,151	36,926	25,156
75	20,553	17,743	38,079	26,078
76	21,251	18,369	39,325	27,063
77	21,984	19,050	40,630	28,113
78	22,770	19,776	41,998	29,241
79	23,617	20,551	43,457	30,460
80	24,539	21,397	44,975	31,748
81	25,707	22,378	46,914	33,223
82	26,980	23,460	48,973	34,837
83	28,383	24,622	51,198	36,583
84	29,892	25,904	53,579	38,474
85	31,506	27,302	56,121	40,506

○保険料は被保険者の契約日における満年齢(1年未満は切捨て)により算出されます。○各種特約や記載年齢以外の保険料については募集代理店までお問い合わせください。

○「先進医療」は、厚生労働大臣が認める医療技術です。これらは医療技術ごとに適応症(対象となる疾患・症状など)および実施する医療機関が限定されています。また、医療技術・適応症・実施する医療機関は随時見直されます。
○がん(悪性新生物)・上皮内新生物の保障開始まで、3か月の待ち期間(保障されない期間)があります。
○商品およびサービスの詳細は、「契約概要」等をご確認ください。(商品およびサービス、保険料などは2023年10月現在のものです。)

お問い合わせ先(募集代理店)
三菱商事インシュアランス株式会社
〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-6-1
丸の内パークビルディング31F

三菱商事インシュアランスまで
お気軽にご相談・
お問い合わせください

TEL **0120-280-390**
E-mail iryuhoken@mcic.co.jp

(引受保険会社)
アフラック 東京第二法人営業部
〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-6-1 丸の内センタービル19F
Tel.03-6385-9829 AF006-2023-0805 10月19日(251019)

Aflac 三菱商事グループ専用がん保険

団体が設置されている企業(三菱商事株式会社様など)にお勤めの方は、**割安な団体扱保険料率でご加入いただけます。**※詳細は代理店までお問い合わせください。

のご案内

※詳細は代理店までお問い合わせください。

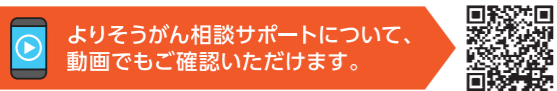


● 契約年齢:0歳~**満85歳まで** ●
 一部の特約は契約年齢が異なります。
 詳しくは募集代理店までお問い合わせください。

三菱商事グループ専用がん保険 3つのおすすめポイント

- ポイント1** 幅広い保障で**経済的負担をサポート!**
- ポイント2** 特約を付加することで、**治療前の検査から治療後の外見ケアまで**しっかり備えることができます。
- ポイント3** 保障は**一生継続**します!
 (がん特定治療保障特約)(がん先進医療・患者申出療養特約)、その他一部の特約は10年更新

さらに 専門知識を持ったアフラックのよりそうがん相談サポーターが**あなたの不安や悩みを傾聴したうえで、適切なサービスをご案内**します。



〈付帯サービス〉アフラックのよりそうがん相談サポート
 よりそうがん相談サポートは、Hatch Healthcare (株)が提供するサービスであり、アフラックの保険契約による保障内容ではありません。サービスの詳細は、パンフレットまたはアフラックオフィシャルホームページ(https://www.aflac.co.jp/keiyaku/gansoudansupport.html)にてご確認ください。

三菱商事グループ専用がん保険		保険期間	
診断	一時金としてそれぞれ1回限り	がん	50万円
		上皮内新生物	5万円
入院	1日目から日数無制限	1日につき	5,000円
通院	三大治療*1のための通院や所定の通院期間中(365日以内)の通院は日数無制限	1日につき	5,000円
治療	所定の手術・放射線治療・抗がん剤治療・ホルモン剤治療・緩和療養を受けたとき	受けた月ごと	5万円
		ホルモン剤治療のみの場合	2.5万円

*1 三大治療:手術、放射線治療、抗がん剤治療・ホルモン剤治療

プラス 特約を付加することで、保障を強化		保険期間	
所定の保険外診療やがんゲノムプロファイリング検査に備える *2	特定保険外診療給付金*3	受けた月ごと	50万円
がん特定治療保障特約	がんゲノムプロファイリング検査給付金	受けた月ごと	10万円

再発や転移に備える		複数回診断給付金		それぞれ2年1回につき		に1回を限度 回数無制限		終身	
診断給付金複数回支払特約	特約給付金額50万円	がん	50万円	上皮内新生物	5万円				

がんの先進医療・*2 患者申出療養に備える		がん先進医療・患者申出療養一時金		自己負担額と同額(通算2,000万円まで)		更新10年	
がん先進医療・患者申出療養特約	がん先進医療・患者申出療養一時金	一時金として	1年間に1回を限度	15万円			

- その他の特約
 - 特定診断給付金特約
 - がん要精検後精密検査保障特約 *4
 - 外見ケア特約
 - 特定保険料払込免除特約

*2 上皮内新生物は保障の対象外 *3 がん診療連携拠点病院等で、術、放射線治療、抗がん剤治療・ホルモン剤治療を受けたときにお支医師の要精密検査の判定により精密検査を受けたときにお支払いし

がんゲノムプロファイリング検査って何だろう?



公的医療保険制度の対象とならない所定の支払いします。*4 所定のがんの検診を受診し、

療技術ごとに適応症(対象となる疾患・症状など)に付加する先進医療の特約は被保険者お1人に

月払保険料【個別取扱】 単位:円

左記プラン 定額タイプ 入院・通院給付金日額5,000円 解約払戻金なしタイプ (特定保険料払込免除特約)なし 保険料払込期間:終身 ●(がん特定治療保障特約)保険料払込期間:10年更新 ●(診断給付金複数回支払特約)特約給付金額50万円 保険料払込期間:終身 ●(がん先進医療・患者申出療養特約)保険料払込期間:10年更新

満年齢	三菱商事グループ専用がん保険		がん特定治療保障特約		診断給付金複数回支払特約		がん先進医療・患者申出療養特約	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男女共通	
0	720	765	28	28	140	140		
5	795	850	28	28	160	160		
10	900	940	28	28	180	180		
15	1,025	1,060	28	28	210	210		
20	1,160	1,190	28	31	240	240		
21	1,205	1,230	28	32	250	250		
22	1,240	1,270	28	33	260	250		
23	1,285	1,305	28	35	270	260		
24	1,320	1,335	28	38	280	270		
25	1,360	1,375	29	41	290	280		
26	1,415	1,425	29	44	300	280		
27	1,450	1,465	30	48	300	290		
28	1,500	1,510	30	53	310	300		
29	1,555	1,560	31	58	320	310		
30	1,610	1,600	31	64	330	320		
31	1,670	1,660	32	70	340	320		
32	1,725	1,695	33	78	350	330		
33	1,785	1,755	33	86	360	330		
34	1,850	1,810	33	96	370	340		
35	1,925	1,850	35	105	390	350		
36	1,985	1,915	36	117	400	350		
37	2,065	1,975	38	129	410	360		
38	2,145	2,020	40	142	430	370		
39	2,225	2,085	42	155	440	380		
40	2,310	2,130	44	167	460	380		
41	2,400	2,190	47	179	480	390		
42	2,490	2,240	50	190	490	400		
43	2,585	2,305	52	201	510	400		
44	2,690	2,355	56	211	530	410		
45	2,800	2,410	60	218	550	410		
46	2,905	2,450	65	225	570	420		
47	3,010	2,500	70	229	590	420		
48	3,150	2,545	76	231	620	420		
49	3,275	2,595	83	235	640	430		
50	3,420	2,640	92	238	660	430		
51	3,550	2,705	101	241	680	430		
52	3,705	2,770	112	245	710	430		
53	3,860	2,815	125	249	730	440		
54	4,015	2,885	140	255	750	440		
55	4,185	2,950	155	262	780	440		
56	4,380	3,020	171	270	800	450		
57	4,565	3,080	190	279	820	450		
58	4,770	3,160	210	289	840	450		
59	4,985	3,235	230	298	860	460		
60	5,205	3,305	251	307	880	460		
61	5,430	3,395	274	314	900	460		
62	5,650	3,470	297	322	910	470		
63	5,885	3,560	321	328	920	470		
64	6,130	3,635	347	333	930	470		
65	6,370	3,730	372	338	940	480		
66	6,610	3,790	399	341	970	490		
67	6,850	3,850	427	343	990	500		
68	7,080	3,910	454	345	1,010	510		
69	7,340	3,980	483	345	1,030	520		
70	7,570	4,030	510	345	1,050	530		
71	7,770	4,095	539	344	1,070	540		
72	7,970	4,155	566	342	1,090	550		
73	8,155	4,205	594	340	1,100	560		
74	8,350	4,270	621	337	1,110	570		
75	8,520	4,330	647	335	1,120	580		
76	8,705	4,390	673	333	1,130	590		
77	8,865	4,470	696	331	1,130	600		
78	9,040	4,525	721	330	1,140	610		
79	9,210	4,600	744	329	1,140	630		
80	9,400	4,670	765	328	1,140	640		
81	9,570	4,755	786	327	1,150	650		
82	9,780	4,845	806	327	1,150	670		
83	9,970	4,940	823	328	1,160	680		
84	10,180	5,035	839	328	1,160	700		
85	10,385	5,160	852	328	1,170	720		

○保険料は被保険者の契約日における満年齢(1年未満は切捨)により算出されます。○記載のない年齢および特約の保険料については募集代理店までお問い合わせください。

お問い合わせ先(募集代理店) 三菱商事インシュアランス株式会社 TEL 0120-280-390

三菱商事インシュアランス株式会社 東京第二法人営業部 E-mail iryuhoken@mcic.co.jp

〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-6-1 丸の内パークビルディング31F

Aflac アフラックのしっかり頼れる介護

団体が設置されている企業(三菱商事株式会社様など)にお勤めの方は、**団体扱保険料率でご加入いただけます。**

保険のご案内

※詳細は代理店までお問い合わせください。

介護保険の必要性について
動画でご確認いただけます

今から始めておきませんか。
アフラックから
しっかり頼れる介護保険
誕生。

介護状態に合わせて保障する
アフラックの
しっかり頼れる
介護保険

● 契約年齢: 満18歳～満79歳まで ●

アフラックのしっかり頼れる介護保険 3つのおすすめポイント

- ポイント1** 要介護1以上に認定された場合
一時金をお支払いします
 - ポイント2** 要介護3以上に認定されている場合
介護年金をお支払いします
 - ポイント3** 要介護1以上に認定された場合
以後の保険料のお払込みは不要です
- さらに 介護全般に関する相談、財産管理や
相続に関するサービス提供会社の
紹介など幅広くサポートします。
ご契約者様とご家族が利用いただけます。

〈ご契約後のサービス〉
**アフラックのしっかり頼れる介護保険の
ご契約者様向けサービス**

※このサービスは、(株)ウェルネス医療情報センター、(株)ファミトラ、(株)エスコロー・エージェント・ジャパン信託が提供するサービスであり、アフラックの保険契約による保障内容ではありません。

● アフラックのしっかり頼れる介護保険

				Aプラン	Bプラン	Aプラン・Bプランに要介護一時金が増額されたプランです おすすめ 要介護1・2一時金充実プラン		保険 期間
						50万円コース(1型)	50万円コース(2型)	
重度の介護 を必要とする 状態に備える	介護年金	1年に1回 通算 10回まで	要介護5	30万円	30万円	30万円	30万円	終身
			要介護4	25万円	20万円	25万円	20万円	
			要介護3 またはアフラック 所定の要介護状態	20万円	10万円	20万円	10万円	
軽度の介護 を必要とする 状態に備える	要介護2 一時金	1回限り	要介護2 またはアフラック 所定の要介護状態	10万円	10万円	50万円	50万円	
	要介護1 一時金	1回限り	要介護1 またはアフラック 所定の要介護状態	10万円	10万円	50万円	50万円	

給付金名 | 支払限度 | 被保険者の状態

免除事由に該当したとき 以後の保険料のお払込みは不要です(保障は継続します)

月払保険料 [個別取扱] 単位:円

契約日の 満年齢(歳)	Aプラン		Bプラン		要介護1・2一時金充実プラン			
					50万円コース(1型)		50万円コース(2型)	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
20	1,100	1,400	980	1,220	1,780	2,200	1,660	2,020
21	1,110	1,400	1,020	1,250	1,830	2,200	1,740	2,050
22	1,140	1,440	1,020	1,290	1,860	2,280	1,740	2,130
23	1,170	1,480	1,050	1,330	1,890	2,360	1,770	2,210
24	1,170	1,540	1,050	1,360	1,890	2,420	1,770	2,240
25	1,180	1,570	1,090	1,360	1,940	2,450	1,850	2,240
26	1,220	1,600	1,130	1,390	2,020	2,480	1,930	2,270
27	1,250	1,650	1,130	1,440	2,050	2,610	1,930	2,400
28	1,250	1,680	1,160	1,470	2,050	2,640	1,960	2,430
29	1,280	1,740	1,160	1,500	2,080	2,700	1,960	2,460
30	1,330	1,790	1,210	1,580	2,210	2,830	2,090	2,620
31	1,360	1,850	1,210	1,610	2,240	2,890	2,090	2,650
32	1,390	1,880	1,240	1,640	2,270	2,920	2,120	2,680
33	1,420	1,950	1,270	1,680	2,300	3,030	2,150	2,760
34	1,460	1,990	1,280	1,750	2,380	3,110	2,200	2,870
35	1,500	2,050	1,320	1,780	2,460	3,170	2,280	2,900
36	1,560	2,130	1,350	1,860	2,520	3,330	2,310	3,060
37	1,600	2,190	1,390	1,890	2,600	3,390	2,390	3,090
38	1,640	2,260	1,430	1,960	2,680	3,500	2,470	3,200
39	1,710	2,330	1,470	2,030	2,790	3,610	2,550	3,310

● Aプラン/Bプラン…基準介護年金額30万円/要介護2一時金10万円/要介護1一時金10万円/保険料払込期間:終身 ● 要介護1・2一時金充実プラン(50万円コース(1型)/50万円コース(2型))…基準介護年金額30万円/要介護2一時金50万円/要介護1一時金50万円/保険料払込期間:終身

契約日の 満年齢(歳)	Aプラン		Bプラン		要介護1・2一時金充実プラン			
					50万円コース(1型)		50万円コース(2型)	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
40	1,740	2,430	1,530	2,070	2,820	3,750	2,610	3,390
41	1,820	2,510	1,580	2,150	2,980	3,910	2,740	3,550
42	1,850	2,600	1,610	2,210	3,010	4,000	2,770	3,610
43	1,930	2,680	1,690	2,320	3,170	4,160	2,930	3,800
44	1,990	2,780	1,720	2,390	3,230	4,300	2,960	3,910
45	2,070	2,880	1,800	2,460	3,390	4,440	3,120	4,020
46	2,130	3,020	1,830	2,570	3,450	4,660	3,150	4,210
47	2,240	3,120	1,910	2,670	3,640	4,800	3,310	4,350
48	2,310	3,260	1,980	2,780	3,750	5,020	3,420	4,540
49	2,410	3,400	2,050	2,890	3,890	5,240	3,530	4,730
50	2,480	3,510	2,120	3,000	4,000	5,430	3,640	4,920
51	2,590	3,680	2,200	3,140	4,190	5,680	3,800	5,140
52	2,700	3,820	2,310	3,280	4,380	5,900	3,990	5,360
53	2,840	4,020	2,420	3,420	4,600	6,180	4,180	5,580
54	2,950	4,200	2,500	3,540	4,790	6,480	4,340	5,820
55	3,090	4,400	2,610	3,710	5,010	6,760	4,530	6,070
56	3,240	4,640	2,760	3,920	5,280	7,120	4,800	6,400
57	3,410	4,870	2,870	4,090	5,530	7,430	4,990	6,650
58	3,550	5,150	3,010	4,310	5,750	7,870	5,210	7,030
59	3,730	5,420	3,160	4,550	6,050	8,260	5,480	7,390

お問い合わせ先(募集代理店)
三菱商事インシュアランス株式会社
〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-6-1
丸の内パークビルディング31F

三菱商事インシュアランスまで
お気軽にご相談・
お問い合わせください

TEL **0120-280-390**

E-mail iryuhoken@mcic.co.jp

(引受保険会社)
アフラック 東京第二法人営業部
〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-6-1 丸の内センタービル19F
Tel.03-6385-9829

○健康状態によっては、記載の保険料と異なる場合があります(保険料が割増となる場合があります)。お申込み後にアフラックから送付する書面をご確認ください。○記載の無い年齢の保険料につきましてはお問い合わせください。
○商品およびサービスの詳細は「契約概要」等をご覧ください。(記載している保障内容・保険料などは2023年5月現在のものです。)